平成３０年　教育委員会

第２０回　定例会　議事日程

平成３０年１１月２７日（火）午後３時

第１　報　告

【 子ども総務課 】

（１）第４回区議会定例会の報告

【 子育て推進課 】

（１）次期次世代育成支援計画策定に向けたニーズ調査の実施について

（２）認可保育所設置運営事業者の選定結果

【 児童・家庭支援センター 】

（１）平成31年度学童クラブ入会募集について

【 学務課 】

（１）お茶の水小学校・幼稚園 通学・通園バスの運行について

【 指導課 】

（１）いじめ、不登校、適応指導教室の状況（10月）

（２）平成３０年　特別区人事委員会勧告の取扱いについて

第２　その他

【 子ども総務課 】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（12月５日号）掲載事項

教育委員会資料
平成30年11月27日
子ども総務課

平成30年 第4回定例会日程（案）

月　日	午　前	午　後
11月 13日（火）	（告示日）	1:30 議運
11月 14日（水）		
11月 15日（木）		
11月 16日（金）		
11月 17日（土）		
11月 18日（日）		
11月 19日（月）	11:30 議運	議長会
11月 20日（火）	（招集日）　11:30 議運	1:00 本会議
11月 21日（水）		1:30 議運
11月 22日（木）		
11月 23日（金）	勤労感謝の日	
11月 24日（土）		
11月 25日（日）		
11月 26日（月）		後期高齢者医療連合議会定例会
11月 27日（火）		
11月 28日（水）	11:30 議運	1:00 継続会
11月 29日（木）	11:30 議運	1:00 継続会
11月 30日（金）	10:30 常任（企画・福祉・文教）	
12月　1日（土）		
12月　2日（日）		日曜青年教室40周年記念式典全町会長懇談会
12月　3日（月）	10:30 決算	
12月　4日（火）	10:30 施設整備	1:30 オリパラ
12月　5日（水）	10:30 あり方	1:30 都市基盤
12月　6日（木）		1:30 議運
12月　7日（金）	10:30 常任（企画・福祉・文教）	
12月　8日（土）		競馬議会視察
12月　9日（日）		
12月 10日（月）		
12月 11日（火）		1:30 議運　AM 政活費審査会 都計審
12月 12日（水）	11:30 議運	1:00 継続会
12月 13日（木）		
12月 14日（金）		
12月 15日（土）		

教育委員会資料
平成30年11月27日
子ども総務課

平成30年第四回
千代田区議会定例会区長招集挨拶

平成30年第四回
千代田区議会定例会区長招集挨拶

目　次

Ⅰ　「景観行政団体」への移行について　1

Ⅱ　本区が取り組む「ブロック塀等の安全対策」について　5

Ⅲ　平成30年度一般会計補正予算第1号について　8

Ⅳ　議案　10

＊本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

平成30年第四回区議会定例会の開会にあたり、私の区政運営における所信を申し上げます。

Ⅰ　「景観行政団体」への移行について

はじめに、「景観行政団体」への移行について申し上げます。

千代田区は、わが国最大の城郭「江戸城」をまちのルーツとして発展してまいりました。濠や見附跡、日本橋川の石垣など、江戸城の遺構は今も区内各所に残り、歴史的な景観を形成しております。

また、旧江戸城の中心部は皇居となり、日本を象徴する緑豊かな都市景観を今に伝えております。

そして、丸の内、神田、秋葉原、九段、麹町など

皇居を取り巻くように個性的な地域が存在し、歴史性と都市の先端性が調和した特色ある景観を示しております。

本区では、こうした歴史的な景観を守るとともに、都市の機能更新に併せて、良好な景観を創出するため、平成10年、「千代田区景観まちづくり条例」を制定、同条例で定める「景観形成マスタープラン」を策定して景観行政に先駆的に取り組んでまいりました。

平成16年には、こうした本区の取り組みに追随するように、国が「景観法」を制定いたしました。

景観法では、「良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産」という基本理念のもと、「景観行政を担う主体は景観行政団体である」と規定され、同法の運用指針には、景観行政団体は

基礎的自治体が担うことが望ましいと明記されております。

景観法が施行されて以来、千代田区の区域においては、東京都が「景観行政団体」として、同法に基づく景観行政を担ってきましたが、今般、千代田区が「景観行政団体」となることについて、都と正式な協議に入りました。

区ではこの間、団体移行に向けてさまざまな検討を進めてまいりましたが、協議の進展を踏まえ、平成31年度の移行をめざすとともに、法に基づく景観計画の策定、景観まちづくり条例の改正等に向けて取り組みを加速いたします。

また、景観法では、景観行政団体となってから、法に基づく景観計画を策定することができるため、計画策定までの間は、暫定的に移行前の景観行政団体である東京都の計画を運用することになります。

そのため、この暫定運用の期間中、法に基づき都の景観計画を用いて事務を処理するための根拠となる条例を、平成31年第一回区議会定例会にご提案できるよう準備を進めております。

法に基づく景観計画を策定後、現行の景観まちづくり条例を改正して、本格的に景観行政の主体としての事務がスタートいたします。おおむね平成32年度を目途として、さまざまな作業を進めてまいります。

こうした経緯につきましては、先般、区の景観まちづくり審議会にご報告し、移行の方向性等についてのご理解を賜り、今後の計画策定や新たな景観まちづくり条例について鋭意検討に取り組むべきとのご意見を賜りました。

本件は、長年の懸案であり、議会でもさまざまな

ご意見をいただいてきたところであります。
区としては、「都市の良好な景観形成については、地域に最も身近な自治体である『区』が中心的な役割を担うべき」との認識のもとに、区民、区議会、景観まちづくり審議会等のご意見を賜りながら適切に準備を進めてまいります。

Ⅱ　本区が取り組む「ブロック塀等の安全対策」について

次に、本区が取り組む「ブロック塀等の安全対策」について申し上げます。

去る６月18日に「大阪府北部」を震源とする最大震度６弱を記録した地震が起こり、総務省消防庁がまとめた11月６日現在の状況に

よりますと、人的被害が死者６名、負傷者443名、住家被害が全壊18棟、半壊517棟、一部破損５万７千787棟などの甚大な被害が発生いたしました。

また、多くの報道等にもありましたとおり、この地震により施工不良とされるブロック塀の倒壊が起こり、これに巻き込まれて９歳の女児の命が失われた痛ましい事故がありました。

本区においては、「阪神・淡路大震災」の際に、区内166か所のブロック塀の一斉調査を実施しております。それ以降は、継続的に状況を確認しつつ、注視してきたところですが、今回の事故発災後、直ちに区内の道路に面するブロック塀について、緊急の外観調査を実施いたしました。

その結果、現存する43か所のブロック塀のうち、18か所について安全性に問題があるとみられることを確認した次第でございます。

これにより、区では、これらの老朽化が著しく、安全性に問題があるブロック塀の改善を早急に進めるため、国の制度を活用した「ブロック塀の撤去工事等に対する助成制度」を創設し、緊急対策を行うこととといたしました。

本制度は、本年12月中に開始し、３か年の時限措置といたします。まずは安全性に問題のあると思われる案件を中心に、区内のブロック塀の撤去・更新を誘導していきたいと考えております。

区では、引き続き、さまざまな震災事例や先進施策を研究・検討するとともに、既存の制度を最大限活用しながら、安全・安心なまちづくりに向けてしっかりと取り組んでまいります。

Ⅲ　平成30年度一般会計補正予算第1号について

次に、今区議会定例会に提案いたしました「平成30年度一般会計補正予算第1号」について申し上げます。

今年の夏は、気温が35度を超える日が続く記録的な猛暑となったことは記憶にも新しいことと存じます。新聞などの報道等においても水分補給をはじめとする「熱中症」への注意喚起が盛んに行われ、学校の教室内等への冷房設置についても活発に論議されました。文部科学省や東京都においても設置に向けての補助制度の創設や拡充が進められております。

本区では、すでに、すべての区立小・中学校の普通教室、特別教室に冷房を設置しておりますが、

一部の学校の体育館については、今後の改修工事等を見据え、設置をしておりませんでした。しかし、今夏の猛暑を踏まえ、冷房未設置の番町小学校、和泉小学校及びお茶の水小学校仮校舎に予定されている旧九段中学校の体育館についても早急に対応するため、補正予算を提案いたしました。

なお、東京都の調べでは、23区内の公立小・中学校約1千校のうち、体育館に冷房が設置されている学校は約13％となっていることから、今後の設備需要が高まることが見込まれるため、早期に対応を進めてまいりたいと考えております。

Ⅳ　議案

最後に、今回提案いたしました諸議案についてでございます。

まず、予算案件といたしまして、

●平成30年度 千代田区一般会計補正予算第1号、

1件であります。

次に条例関係でありますが、

●千代田区印鑑条例の一部を改正する条例、1件であります。

次に、契約案件でありますが、

●九段坂公園改修工事請負契約について、1件で、

●今回の付議案件は、合わせて3件であります。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成30年第四回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子ども総務課

平成３０年第４回定例会　**代表質問**

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
1	嶋崎議員 （自民）	１. 人口増加を見据えた今後の行政サービスと財政運営について ２. 景観行政団体移行について ３. 外濠公園総合グラウンドの整備について ４. 障害者福祉センター「えみふる」の運営と障害者への対応について ５. 地方との連携について	・人口増加によりコミュニティ、子育て、公共施設などの課題があり、しっかりとした財政運営が必要。 ・国の税財政制度改革の動きの中、基金などの活用も必要ではないか。 ・景観行政団体移行の準備状況は。 ・千代田区の歴史と風格を活かしながら、都心に相応しい都市景観を創出するまちづくりが必要。 ・区民体育大会がコンデション不良で 2 年連続中止となった。区の見解を問う。 ・整備に向け、課題を明確とし、対策の立案と確実な実行を計画的に行うべき。 ・「えみふる」の機能を十分に活かし、安全かつ効果的、効率的な運営ができているか、課題はないか。 ・利用者のニーズを反映し、丁寧できめ細かな対応と障害者本人と家族が安心できる態勢をどのように整えていくのか。 ・水や電気等のエネルギー、食糧が地方から提供されている現状を踏まえ、区は地方との連携を強く推進すべき。 ・嬬恋村、五城目町との姉妹提携 30 周年を迎えることを契機として更に取組みを強化すべき。	区長 教育長 関係理事者
2	林議員 （千代田）	基本計画の見直しと行政評価について 人口推計と「次世代育成支援計画」	▷「千代田区第３次基本構想」と「ちよだみらいプロジェクト−千代田区第３次基本計画 2015−」 ▷基本計画と分野別計画との関係 ▷行政評価の成果 ▷教室数は対応できるのか？ ▷校庭面積と標準面積と児童数 ▷学童クラブの整備	区長 教育長 関係理事者

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子ども総務課

平成３０年第４回定例会　**代表質問**

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
2	林議員 （千代田）	小学校体育館のエアコン整備 史跡「江戸城外堀跡保存管理計画書」	▷リース方式と工事契約の基準について ▷リース方式を採用した意思決定過程について ▷東京都の補助対象にリース方式は該当するのか？ ▷教育と文化のまち千代田区宣言との関係 ▷文化財保護に関する教育委員会の意思決定過程 ▷文化庁との協議過程と文書保存	区長 教育長 関係理事者
3	牛尾議員 （共産）	国民健康保険料の軽減について 教師の多忙化を解消し、学校をより良い教育の場にするために	◆高すぎる国保料の引き下げを求める声が党区議団に多く寄せられている。現在の国保料が国保世帯に対し多大な負担となっていることについてどのように思うのか、区長の認識を問う。 ◆国保料を「協会けんぽ並み」に引き下げるためには国保の公費負担の抜本的な増額が求められると思うが、区長の認識を問う。 ◆千代田区の今年度の国保料は区の独自施策によって中堅所得層以下の国保料が引き下がった。来年度以降も国保料を引き下げるために、法定外繰り入れの継続といっそうの増額を求める。 ◆国保料の均等割額が、多子世帯など家族の多い世帯にとって重い負担となっている。多子世帯への均等割額の負担軽減策を区独自に行うことを求める。 ◆わが党の区政アンケートでは「教師の多忙化解消」が区に力を入れてほしい施策で上位。教師の多忙化解消を真剣に行うためには教員を大幅に増員することが求められていると思うが教育長の認識を問う。 ◆教師の多忙化解消に向け区はタイムカードの導入など、勤務実態の把握に努めるとともに、学校の事務の一部を担う学校事務センターを試行的に設置したが、現在、区立学校の教師の働く実態をどのようにとらえているのか。また事務センター設置は学校現場の多忙化解消に効果があるのか現状を問う。 ◆教師の多忙化解消のために区の施策の強化を求める。	区長 教育長 関係理事者

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子ども総務課

平成３０年第４回定例会　**代表質問**

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
4	岩佐議員 （紡憲）	１、学校給食費の公会計化について ２、持続可能な開発目標について	現在私費会計として扱われている学校給食費は、教職員の負担軽減および会計の透明性を確保するために公会計で管理するべきではないか。 学校給食費の公会計化について問う。 国連加盟国が 2030 年末までの達成を目指す「持続可能な開発目標(SDG s)」について、その認識と区政にどう活かしていくのか、考えを問う。	区長 教育長 関係理事者
5	大串議員 （公明）	「資源循環型都市千代田」を目指して!	1. プラスチックによる海洋汚染が深刻である。 今こそ、「大量生産、大量消費、大量廃棄型社会」から「資源循環型社会」への転換を具体的にすべきである。このような社会の転換を目指したのはもう 20 年も前であり、区はそのための基本計画として「千代田区一般廃棄物処理基本計画」を策定した。その後、見直しを重ね現在は第四次の計画となっている。そこで、改めて計画を踏まえての「資源循環型都市千代田」構築へ基本的な考え方を問う。 2. プラスチックごみ削減に向けての具体策について 3R（使い捨てプラスチックの削減などの発生抑制、再使用、リサイクル）の推進、特に 2R の推進が重要。 １）そのためには生産者（サーキュラーエコノミー）も消費者（ライフスタイルの転換）も、意識改革が必要である。普及啓発の方法は。その一つとして、レジ袋からマイバッグへ、ペットボトルからマイボトル、マイカップへ、誰もが参加できるキャンペーンを行うことを提案する。所見は。 ２）計画には、「企業や NPO、大学との連携と協働」が必要であるとし、そのための場や機会を設けるとしている。また区はそのコーディネート役を果たすとある。大いに賛成である。具体的にはどうするのか。	区長 関係理事者

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子ども総務課

平成３０年第４回定例会　**一般質問**

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
1	木村議員 （共産）	（１）環境とまちづくりについて	①地球温暖化対策について ・地球温暖化対策条例に定めた「対策目標」の達成が困難となっている原因をどう分析しているか。 ・本格的な温室効果ガス排出量削減を実現するためには、最大の排出部門である「業務部門」への対策が急務である。それには同条例の前文にある「経済と環境との調和」が障害にならないか。 ②ヒートアイランド対策について ・人工熱排出を抑制する対策を持っているか。 ・専門家の知見を参考に、千代田区内各地区のヒートアイランドの特性を踏まえた具体的対策を講じる必要があるのではないか。 ③街路樹を活かしたまちづくりに向けて ・めざすべき街路樹像を区民等が共有するためのガイドラインが必要ではないか。	区長 関係理事者
		（２）四番町公共施設整備計画について	①仮住宅の建設に際して、居住者の意見を反映する努力をすべきでは。 ②今回の建て替えが区の都合によるものであることを踏まえ、転居に伴う経費を居住者に負担させないことが必要ではないか。	
		（３）介護保険制度について	介護施設職員の確保などについて	
2	小林た議員 （自民）	１．職員体制と採用について	１．職員定数見直しによる様々な課題整理状況と解決のための方向性の確認 ２．幼稚園教諭について ３．ＡＩ技術の活用について ４．千代田区の将来像を見据えた業務量に適合した職員数の想定は如何　他	区長 教育長 関係理事者
		２．区道と広場の適正な維持管理について	秋葉原東西広場を例に今後の区道・広場の維持管理について伺う	
3	永田議員 （自民）	地球温暖化対策について	千代田区地球温暖化対策条例制定から約１０年経過しているが目標の達成状況と今後の課題、取り組みについて問う。	区長 関係理事者

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子ども総務課

平成３０年第４回定例会　**一般質問**

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
4	池田議員 （自民）	・安全安心な千代田を目指して ・配電地上機器を活用した情報発信へ	・特殊詐欺からの被害を防ぐために自動通話録音機の設置を勧告しているがその設置状況と効果は。 ・首都直下型地震を想定して、避難所防災訓練を小中高生の参加で実施してはどうか。 ・災害情報を提供するためにデジタル化された文字表示盤が設置されてきたが改善が必要ではないか。そこで配電地上機器を活用して災害情報や区の広報などを発信できないか。 ・またこれらを活用してオリパラの気運醸成につなげてはどうか。	区長 教育長 関係理事者
5	大坂議員 （自民）	・高齢者が安心して暮らしていける地域づくりについて。 ・新公会計制度について。	・今後、千代田区内に整備すべき高齢者施設について、現状の課題と、今後の方向性について。 ・昨年度から導入された新公会計制度に基づき作成された財務諸表の今後の活用に向けた成果と課題について。	区長 関係理事者
6	山田議員 （自民）	区の水害対策について	○震災と水害の違いにより避難場所の変更が必要になると思う、水害時の指定場所は。 ○ハザードマップの改定時期と区民に対する周知方法は。 ○改定ハザードマップには、避難場所や避難経路を具体的に示すことができるか。 ○河川の氾濫に対してどのように区民に避難情報を伝えていくのか。 ○土のうの配布方法、並びに止水板の設置助成制度は。	区長 関係理事者
7	寺沢議員 （紡憲）	区民により添った事業実施について	・シルバートレーニングスタジオ拡充について ・配食サービス復活について ・子ども発達センター拡充について	区長 関係理事者
8	桜井議員 （自民）	○オリンピック・パラリンピックを見据え、来街者にやさしい現在地表示について	○本区の住居表示と表示板の整備について区の見解を問う。 ○住居表示は２３区にあって２１区がほぼ全域で行われているが、なぜ千代田区では進まないのか。 ○観光はもとより災害や緊急時の対応としても住居表示は必要。 ○オリンピック・パラリンピックのサイン計画の中で交差点やバス停、地下鉄、ＪＲ、主要建物などに住所表示の設置はできないか。	区長 関係理事者

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子ども総務課

平成３０年第４回定例会　**一般質問**

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
９	飯島議員 （共産）	本格的な遊び場づくりにむけて 世界人権宣言７０周年目にあたり、改めて「人権」を尊重した姿勢を区政に求める	「ボール投げができる遊び場」は子どもと子育て世代の強い願い。この間、暫定利用の遊び場はできたが、身近にいつまでも利用できる「本格的な遊び場」整備は着手されていない。 「子どもの遊び場確保検討会報告書」で理想の遊び場が示されて６年が過ぎた今、あらゆる可能性を追求し、本格的な遊び場実現に向けて検討を開始することを求める。 ①日本国憲法で定めた基本的人権について ②性的少数者などがその人らしく生きることができる環境整備を、学校教育現場を含めて広く行うことについて	区長 教育長 関係理事者
10	たかざわ議員 （千代田）	１．職員体制の将来像について ２．町会と行政の関係について	区長は就任以来、行財政改革に積極的に取り組んできた。職員定数の削減に努め、基金残高も 1,000 億を超えるまでになった。今後、新規事業が増えていくにあたり、職員体制の将来像についてどのように考えているか見解を問う。 町会は、法人化されているところもあるが、その多くは任意団体となっている。しかし最近、町会、特に婦人部の負担が大きくなっているとの声を耳にする。この際、行政関連の行事や募金業務など含め、精査見直しが必要だと考えるが区の見解を問う。	区長 関係理事者
11	米田議員 （公明）	風ぐるまについて 幼児教育無償化について 災害備蓄について	①平成 28 年 1 月から新・風ぐるまの運行を開始し、間もなく 3 年が経つ。区では平成 28 年 11 月に利用者の声をもとにルート・時刻表を改正した。そこから 2 年経過した。そこでこれまでの成果と課題、今後、どのように考えているのか基本的な考えを問う。 ②毎年、利用者が増えている。我が党の調査でも様々なご意見を伺っている。そこでルート、時刻表について提案する。 来年 10 月より幼児教育無償化が予定されている。そこで現時点での無償化の対象範囲を聞く。 本区でも独自の軽減策を行ってきた。国の無償化に伴い余剰金となる部分がある。その余剰分を他の幼児教育施策に反映すべきと考える。見解を求める。 液体ミルクが来春から国内で製造され発売される。これを受け多くの自治体が注目している。そこで本区においても幼稚園、保育園などの備蓄物資として備えるべきと考える。ご所見は。	区長 教育長 関係理事者

発言通告書（総括表）

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子ども総務課

平成３０年第４回定例会　**一般質問**

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
12	岩田議員 （立憲）	感覚過敏の症状を伝えるマークや子供用車いすを示すマークについて ハラルやビーガン・ベジタリアン製品の表示について	一見しただけで分かりづらい病気や障害を持つ人たちに対する誤解を解き、理解を広げるためのマークの普及などについて。 日本では、まだこれらの食生活に対する意識が低く、日本を訪れる外国人の方に不便を生じさせている。その対策について。	区長 関係理事者
13	はやお議員 （千代田）	１．法改正に伴う文化財保護のあり方について ２．地域コミュニティ活性化を踏まえた「マンション管理の適正化」の条例化について	文化財の保護に関する事務に関し法律の改正を踏まえ、本区がこれまで行ってきたことの総括ならびに今後の方向性について、補助執行を行う区長部局と元執行である教育委員会の双方に確認する。 （１）文化財の保護に関する事務について、区長部局が補助執行をしてきたことの成果と課題について問う （２）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布（本年６月８日）されて以降の文化財の保護に関する庁内での検討について問う （３）文化財保護に関する体制を含めた今後の方向性について問う　等 区民の約９割がマンション等の共同住宅に居住しているという特性を持つ本区では、かねてよりマンション住民の町会加入促進が課題となっている。条例化に当たっては、地域コミュニティ活性化の規定も念頭においた一貫性のある検討が必要では。 （１）「マンション管理の適正化」の条例化に当たって町会加入推進の必要性について問う （２）地域振興部「地域コミュニティ醸成支援」事業等の関連性を含めた全庁的な意思決定過程と組織論（事業部制等）について問う　等	区長 教育長 関係理事者

教育委員会資料
平成30年11月27日
子育て推進課

次期次世代育成支援計画策定に向けたニーズ調査の実施について

1　目的

区は、平成27年に「千代田区次世代育成支援計画」を策定し、保育所、こども園、幼稚園、学童クラブの充実に加えて、母子保健、教育の充実を図ってきた。

平成31年度に現計画が最終年度を迎えるにあたり、区内に居住する就学前児童、小学生の保護者を対象に、子育て家庭の生活実態や福祉・教育・保健など区内の子育てサービスの利用状況、希望するサービスなどの調査（ニーズ調査）を実施し、次期次世代育成支援計画（平成32年度～36年度）策定のための基礎的なデータとする。

2　対象者

小学生以下の児童がいる区内の世帯

①未就学児童がいる世帯　　約2,390 世帯
②小学生児童がいる世帯　　約1,720 世帯
③未就学児童と小学生児童がいる世帯　　約820 世帯
合計　　約4,930 世帯

3　調査方法

調査票を郵送により送付、郵送により回収

4　スケジュール（予定）

平成30年11月30日（金）	ニーズ調査票の送付
12月17日（月）	ニーズ調査票の回答期限
平成31年2月末まで	集計取りまとめ
3月中旬	子ども・子育て会議に集計結果報告

5　調査票

①未就学児童がいる世帯　　別添1
②小学生児童がいる世帯　　別添2
③未就学児童と小学生児童がいる世帯　　別添1及び2

千代田区次世代育成支援計画策定のためのニーズ調査
（小学校入学前のお子さんの保護者様）

設問は、全部で31問あり、最後に自由記載欄があります。
回答には、約30分～40分ほどかかります。

＜回答にあたってのお願い＞

1．設問は、特にことわりのある場合以外、**封筒のあて名のお子さん**について、お答えください。小学校入学前のお子さんが二人以上いらっしゃるときは、年少のお子さんについて、お答えください。
2．調査票の回答は、保護者（または養育者・里親等）にお願いします。
3．回答は、選択肢のあてはまると思う番号に○印をつけてください。「その他」を選んだ時は、（　　）内にもお書きください。設問によっては、“○はいくつでも “” ○は３つまで “と書かれている場合があります。その場合は、設問に従ってお答えください。
4．設問によって、お答えいただく方が限られる場合がありますので、ことわり書きや矢印に従ってお答えください。特にことわりのない場合は、次の設問にお進みください。
5．母親への設問は、父子家庭は、記入不要です。父親への設問は、母子家庭は、記入不要です。
6．提出方法・期限　調査票を**同封の返信用封筒に入れ、12月17日（月）までにご投函ください。**

1　ご家族の状況、子育ての印象をうかがいます

問1　お住まいの町丁名をお答えください。

町名	丁目
例　九段南	5　丁目

番地、お名前は書かないでください

問2　お子さんの誕生日を含む期間の数字に○をつけてください。（○はひとつ）

1．平成24年4月2日～平成25年4月1日	5．平成28年4月2日～平成29年4月1日
2．平成25年4月2日～平成26年4月1日	6．平成29年4月2日～平成30年４月1日
3．平成26年4月2日～平成27年4月1日	7．平成30年４月2日～現在
4．平成27年4月2日～平成28年4月1日	

問3　お子さんは何人きょうだいですか。封筒のあて名のお子さんを含めた人数を□内に数字でご記入ください。

きょうだいの人数 □ 人

問4　お子さんからみた、あなたのご関係をお答えください。（○はひとつ）

1．母親　　2．父親　　3．その他（　　）

問5　この調査票にお答えいただいている方の配偶関係についてお答えください。（○はひとつ）

1．配偶者がいる　　2．配偶者はいない

問6 お子さんの子育てを主に行っている方はどなたですか。（○はひとつ）

1．父母ともに	2．母親	3．父親	4．祖父母	5．その他（　　）

問7 あなたは子育てが楽しいですか。（○はひとつ）

1．とても楽しい	2．まあまあ楽しい	3．あまり楽しくない	4．まったく楽しくない

問8 子育てについて、気になっていることはありますか。（○はいくつでも）

1．子どもの発達について	8．仕事と子育ての両立について
2．子どもの健康について	9．経済的な不安がある
3．子どもの食事や栄養について	10．家族の介護などがあって、子育てが十分できない
4．子どもの遊ばせ方、しつけ、接し方について	11．子育てについて、家族の意見が合わない
5．子育て中の仲間を増やしたい	12．子育てについて、家族の協力が得られない
6．専門の相談窓口を知りたい	13．その他（　　）
7．千代田区の子育てサービスの情報について	14．特にない

問9 子育てをするために、千代田区のサービスでもっと充実してほしいと思うものに○をつけてください。（○は3つまで）

1．子どもの発達などについて相談できる窓口	9．家事・育児に参加するための意識啓発
2．子どもを遊ばせながら子育て仲間を作ったり、気軽に相談したりできる場	10．小児科などの医療機関情報の提供
	11．不妊治療・産科の医療に関する情報提供
3．保育サービス	12．妊婦の健診
4．公園や遊び場	13．産婦の健診
5．幼児教育・学校教育	14．乳幼児健診
6．子どもが安心して過ごせる居場所	15．おむつ替えや授乳ができる場所の設置
7．児童手当の支給、税金・教育費の軽減等経済的援助	16．その他（　　）
8．子育て中の労働者が働きやすい職場作りのための支援	17．特にない

問10 日ごろ、お子さんをみてもらえる家族・知人はいますか。（○はいくつでも）

1．日ごろから祖父母等の家族にみてもらえる
2．緊急時もしくは用事の際には祖父母等の家族にみてもらえる
⇒ **問10-1** へ

3．日ごろから子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4．緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
⇒ **3ページ 問10-2** へ

5．いずれもいない ・・・ ⇒ **3ページ 問11** へ

問 10-1 問 10 で「1. 」または「2. 」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の家族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。（○はいくつでも）

1．祖父母等の家族の負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2．祖父母等の家族の負担が大きく心配である
3．負担をかけていることが心苦しい
4．子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5．その他（　　）

問 10-2　問 10 で「3. 」または「4. 」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。（○はいくつでも）

1．友人・知人の負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2．友人・知人の負担が大きく心配である
3．負担をかけていることが心苦しい
4．子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5．その他（　　）

問11　すべての方にうかがいます。子育てについて、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。（○はひとつ）

1．いる／ある　⇒ **問11-1** へ　　2．ない　⇒ **問12** へ

問 11-1　問 11 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（○はいくつでも）

1．家族・親戚
2．友人・知人（近所の方含む）
3．幼稚園教諭・保育士等
4．幼稚園・保育園のスクールカウンセラー
5．児童・家庭支援センターの相談
6．児童館・子育てひろば
7．子ども発達センター（さくらキッズ）
8．保健所（保健師）
9．5,6,7,8以外の区子育て担当窓口
10．民生委員・児童委員
11．かかりつけの医師
12．民間機関（ＮＰＯ団体等）
13．その他（　　）

問12　すべての方にうかがいます。千代田区では、小学校特別支援学級、通級学級のほかにも、配慮が必要なお子さんを対象に、下記の支援事業を行っています。知っているものがありましたら○をつけてください。（○はいくつでも）

参照　千代田区子育て応援ガイドブック　P54、55、56、61

1．子どもの健康相談室
2．子ども発達センター（さくらキッズ）
3．発達障害児等療育経費助成
4．障害児支援事業（フレンズビレッジ千代田）
5．障害児通所給付事業
6．教育相談
7．就学相談

2　保護者の就労状況についてうかがいます

問13　保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

（1）母親【父子家庭の場合、記入は不要です。】（○はひとつ）

1．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
2．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
→ **（1）-1** へ

5．以前は就労していたが、現在は就労していない
6．これまで就労したことがない
→ **（2）** へ

（1）-1　（1）で「1．～4．」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。　1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。

就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください（□内に数字でご記入ください。数字は1枠に1字。）。

1週当たり □ 日　　1日当たり約 □□ 時間

（2）父親【母子家庭の場合、記入は不要です。】（○はひとつ）

1．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない
2．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、育休・介護休業中である
→ **（2）-1** へ

5．以前は就労していたが、現在は就労していない
6．これまで就労したことがない
→ **5ページ 問15 へ**

（2）-1　（2）で「1．～4．」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。

就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（□内に数字でご記入ください。数字は1枠に1字）

1週当たり □ 日　　1日当たり約 □□ 時間

問14　問13の（1）または（2）で「3．」「4．」（パート・アルバイト等で就労している）に○をつけた方にうかがいます。フルタイム勤務への転換希望はありますか。（○はひとつ）

問13の（1）または（2）で「1．」「2．」（フルタイム）に○をつけた方は、**6ページ 問16** へ　お進みください。

（1）母親

1．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
2．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

（2）父親

1．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
2．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

問15　問 13 の(1)または(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。 就労したいという希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけ、3を選んだ方は、「希望する就労形態」もお答えください。該当する□内には数字をご記入ください。(数字は1枠に1字)

(1)母親

1．子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）

2．1年より先、一番下の子どもが □□ 歳になったころに就労したい

3．すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

→ 希望する就労形態
ア．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
イ．パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
→　1週当たり □ 日 、1日当たり □□ 時間

(2)父親

1．子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）

2．1年より先、一番下の子どもが □□ 歳になったころに就労したい

3．すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

→ 希望する就労形態
ア．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
イ．パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
→　1週当たり □ 日 、1日当たり □□ 時間

3　お子さんの平日の定期的な保育園、こども園、幼稚園の保育・教育サービスの利用状況についてうかがいます

※ここでいう「定期的な利用」とは、月単位で利用していることを指します。具体的には、保育園、こども園、幼稚園、一時預かり保育など問16-1に示したものです。

問16　お子さんは平日、保育園、こども園、幼稚園の保育・教育サービスを利用していますか。（○はひとつ）

1．利用している　⇒ **問16-1** へ	2．利用していない　⇒ **7ページ 問16-7** へ

問16-1～問16-6は、問16で「1．利用している」に○をつけた方にうかがいます。

問 16-1　お子さんは、平日どのような保育園、こども園、幼稚園等を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用しているものをお答えください。（○はいくつでも）

1．区立保育園　（国が定める基準に適合し、区が設置した施設）	ガイドブック（P36、39、40）
2．私立認可保育園（　〃　東京都の認可を受けた施設）	ガイドブック（P36、39、40）
3．認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）	ガイドブック（P37、40）
4．区立こども園（長時間保育）	ガイドブック（P36、40、42）
5．区立こども園（短時間保育）	ガイドブック（P36、40、42）
6．幼保一体施設内保育園※区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園に併設した保育園	ガイドブック（P37、40）
7．小規模保育事業	ガイドブック（P38、40）
8．家庭的保育事業（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）例「保育ママ」	ガイドブック（P38、40）
9．事業所内保育事業（企業が主に従業員用に運営する施設）	ガイドブック（P38、40）
10．居宅訪問型保育事業（保育者が子どもの家庭で保育する事業）	ガイドブック（P39）
11．東京都認証保育所（東京都が独自の基準を設けて認証した施設）	ガイドブック（P37、41）
12．区補助対象保育室・区緊急保育施設（区が一定基準を設けて補助している施設）	ガイドブック（P37、41）
13．その他の認可外保育施設　（例　ベビーホテル等）	
14．幼稚園（通常の教育時間の利用）	ガイドブック（P42）
15．幼稚園（長時間保育）　※区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園にて実施	ガイドブック（P37）
16．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）	ガイドブック（P38）
17．児童館の一時（いっとき）預かり保育	ガイドブック（P26）
18．拡大型一時（いっとき）預かり保育	ガイドブック（P26）
19．子ども発達センター（さくらキッズ）	ガイドブック（P54）
20．子育てひろば「あい・ぽーと」麹町の一時預かり保育	ガイドブック（P27）
21．保育園・こども園等の一時保育	ガイドブック（P27）
22．千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）	ガイドブック（P29）
23．ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	ガイドブック（P28）
24．ベビーシッター（区の事業以外）	
25．その他（　　）	

問 16-2　平日に定期的に利用している保育園、こども園、幼稚園等について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、□内に数字でお書きください（数字は1枠内に1字）。時間は、24 時間制でご記入ください。（例）09時～18時（2つ以上の事業を選んだ時は、その合計の日数、時間数をお書きください。）

(1)現在

1週当たり □日、1日当たり □□時間（□□時～□□時）

(2)希望

1週当たり □日、1日当たり □□時間（□□時～□□時）

問 16-3　現在、平日に利用している保育園、こども園、幼稚園等の場所についてうかがいます。（○はひとつ）

1．千代田区内	2．他の市区町村

問 16-4　平日に定期的に保育園、こども園、幼稚園等を利用されている理由をうかがいます。（○はいくつでも）

1．子どもの教育や発達のため	5．子育てをしている方に病気や障がいがある
2．子育てをしている方が現在就労している	6．子育てをしている方が学生だから
3．子育てをしている方に就労予定がある、または求職中である	7．その他（　　）
4．子育てをしている方が家族の介護をしているため	

問 16-5　あなたが今利用されている保育園、こども園、幼稚園等の「満足度」はおおむねどれくらいですか。当てはまると思う数字に○を付け、満足または不満足な理由をお書きください。（○はひとつ）

1．満足している　　2．だいたい満足　　3．ふつう　　4．やや不満　　5．不満

理由 _____

_____

問 16-6　今利用されている保育園、こども園、幼稚園等から、別の園への利用（転園）などを希望していますか。（○はひとつ）

希望している場合は、希望先からひとつを選択し、その理由をお書きください。

※ ご記入いただいた希望は、正式な変更申請ではありませんので、ご了承ください。

例. 現在入園している園とは別の園への転園や、認証保育所・認可保育所への転園の希望など。

1．希望している　　2．希望していない

希望先	ア．幼稚園	エ．児童館の保育サービス
	イ．保育園・こども園	オ．ベビーシッター
	ウ．認可外の保育施設	カ．その他（　　）

理由 _____

_____

⇒ 8ページ 問 17 へ

問16-7、問16-8は、問16で「2.利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

問 16-7　利用していない理由は何ですか。（○はいくつでも）

1．利用する必要がない　（子どもの母親か父親が就労していないなど）
2．子どもがまだ小さいため　（ _____歳くらいになったら利用しようと考えている）
3．利用したいが、保育園・こども園・幼稚園などに空きがない
4．利用したいが、希望する距離圏内に空いている保育園・子ども園・幼稚園などがない
5．利用したいが、経済的な理由で保育園・こども園・幼稚園などを利用できない
6．利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7．利用したいが、保育園・こども園・幼稚園など納得して預けられるものがない
8．利用したいが、きょうだいが同一で通える保育園・子ども園・幼稚園がない
9．その他（　　）

問 16-8　お子さんの現在の保育の状況について、当てはまる番号に○をつけてください。（○はいくつでも）

1．子どもの祖父母、親戚がみている	5．仕事を辞めたまたは内定していた仕事を辞退して、自分でみている
2．近所の方や父母の友人・知人がみている	
3．自営業のため、仕事をしながら、自分でみている	6．本来の育児休業期間中であるため、育児に支障がない
4．育児休業を延長している	7．その他（　　）

問17　すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日「定期的に」利用したいと考えるものに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．区立保育園　（国が定める基準に適合し、区が設置した施設）	ガイドブック（P36、39、40）
2．私立認可保育園（　〃　東京都の認可を受けた施設）	ガイドブック（P36、39、40）
3．認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）	ガイドブック（P37、40）
4．区立こども園（長時間保育）	ガイドブック（P36、40、42）
5．区立こども園（短時間保育）	ガイドブック（P36、40、42）
6．幼保一体施設内保育園※区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園に併設した保育園	ガイドブック（P37、40）
7．小規模保育事業	ガイドブック（P38、40）
8．家庭的保育事業（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）例「保育ママ」	ガイドブック（P38、40）
9．事業所内保育事業（企業が主に従業員用に運営する施設）	ガイドブック（P38、40）
10．居宅訪問型保育事業（保育者が子どもの家庭で保育する事業）	ガイドブック（P39）
11．東京都認証保育所（東京都が独自の基準を設けて認証した施設）	ガイドブック（P37、41）
12．区補助対象保育室・区緊急保育施設（区が一定基準を設けて補助している施設）	ガイドブック（P37、41）
13．その他の認可外保育施設　（例　ベビーホテル等）	
14．幼稚園（通常の教育時間の利用）	ガイドブック（P42）
15．幼稚園（長時間保育）　※区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園にて実施	ガイドブック（P37）
16．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）	ガイドブック（P38）
17．児童館の一時（いっとき）預かり保育	ガイドブック（P26）
18．拡大型一時（いっとき）預かり保育	ガイドブック（P26）
19．子ども発達センター（さくらキッズ）	ガイドブック（P54）
20．子育てひろば「あい・ぽーと」麹町の一時預かり保育	ガイドブック（P27）
21．保育園・こども園等の一時保育	ガイドブック（P27）
22．千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）	ガイドブック（P29）
23．ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	ガイドブック（P28）
24．ベビーシッター（区の事業以外）	
25．その他（　　）	
26．利用する予定なし　⇒ **9ページ 問17-3 へ**	

問 17-1　利用したい保育園・こども園・幼稚園の場所についてうかがいます。（○はひとつ）

1．千代田区内	2．他の市区町村

問 17-2　問 17 で「14. 幼稚園（通常の教育時間の利用）」または「15. 幼稚園（長時間保育）」「16. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつその他の番号にも○を付けた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する機会を含む）の利用を強く希望しますか。（○はひとつ）

1．はい	2．いいえ

問 17-3 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、サービスにかかる負担が無償化などによって減るとしたら、平日「定期的に」利用したいと考えるものに○をつけてください。（○はいくつでも）

幼児教育・保育の無償化について

政府においては、消費税率引き上げの時期に合わせて、来年 10 月から全面的に幼児教育・保育の無償化を実施することとしています。

【国の「無償化」の仕組み】

3～5歳	幼稚園	⇒	月 2.57 万円まで無償
	保育所、認定こども園	⇒	無償
	幼稚園の預かり保育 ※	⇒	月 3.7 万円まで無償 （幼稚園無償化分 2.57 万円を含む）
	認可外保育・ベビーシッターなど ※	⇒	月 3.7 万円まで無償
▼住民税が非課税の世帯の場合は 0～2 歳で認定を受けた子どもも対象となります。			
0～2 歳	認可保育所・保育ママ ※	⇒	月 4.2 万円まで無償

※親が就労しているなど、保育が必要であると区が認めた場合。

1．区立保育園　（国が定める基準に適合し、区が設置した施設）	ガイドブック（P36、39、40）
2．私立認可保育園（　〃　東京都の認可を受けた施設）	ガイドブック（P36、39、40）
3．認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）	ガイドブック（P37、40）
4．区立こども園（長時間保育）	ガイドブック（P36、40、42）
5．区立こども園（短時間保育）	ガイドブック（P36、40、42）
6．幼保一体施設内保育園※区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園に併設した保育園	ガイドブック（P37、40）
7．小規模保育事業	ガイドブック（P38、40）
8．家庭的保育事業（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）例「保育ママ」	ガイドブック（P38、40）
9．事業所内保育事業（企業が主に従業員用に運営する施設）	ガイドブック（P38、40）
10．居宅訪問型保育事業（保育者が子どもの家庭で保育する事業）	ガイドブック（P39）
11．東京都認証保育所（東京都が独自の基準を設けて認証した施設）	ガイドブック（P37、41）
12．区補助対象保育室・区緊急保育施設（区が一定基準を設けて補助している施設）	ガイドブック（P37、41）
13．その他の認可外保育施設　（例　ベビーホテル等）	
14．幼稚園（通常の教育時間の利用）	ガイドブック（P42）
15．幼稚園（長時間保育）　※区立千代田幼稚園及び区立昌平幼稚園にて実施	ガイドブック（P37）
16．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）	ガイドブック（P38）
17．児童館の一時（いっとき）預かり保育	ガイドブック（P26）
18．拡大型一時（いっとき）預かり保育	ガイドブック（P26）
19．子ども発達センター（さくらキッズ）	ガイドブック（P54）
20．子育てひろば「あい・ぽーと」麹町の一時預かり保育	ガイドブック（P27）
21．保育園・こども園等の一時保育	ガイドブック（P27）
22．千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）	ガイドブック（P29）
23．ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	ガイドブック（P28）
24．ベビーシッター（区の事業以外）	
25．その他（　　）	
26．利用する予定なし	

4　土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」保育園、こども園、幼稚園等の利用希望についてうかがいます

問18　現在、保育園、こども園などは、日曜・休日等は開園していません。また、幼稚園は、土曜・日曜・休日・夏休み等は開園していません。こうした時期についての「定期的な」利用希望をうかがいます。（一時的な利用は除きます）

※なお、これらの利用をする場合は、一定の自己負担があるものとお考えください。

利用したい時間帯は、**（例）09 時～18 時**のように 24 時間制でご記入ください。（数字は 1 枠に 1 字）

（1）土曜日

1．利用する必要はない

2．ほぼ毎週利用したい

3．月に１～２回は利用したい

⇨ 利用したい時間帯　□□時から □□時まで

（2）日曜・祝日

1．利用する必要はない

2．ほぼ毎週利用したい

3．月に１～２回は利用したい

⇨ 利用したい時間帯　□□時から □□時まで

問 18-1　問 18 の（1）または（2）で、「2．ほぼ毎週利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．仕事が入るため
2．平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
3．家族の介護や手伝いをしているため
4．その他　（　　）

問19　「幼稚園」利用希望の方にうかがいます。夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中、保育の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、**（例）09 時～18 時**のように 24 時間制でご記入ください。（数字は1枠に1字）

1．利用する必要はない

2．休みの期間中、ほぼ毎日利用したい

3．休みの期間中、週に数日利用したい

⇨ 利用したい時間帯　□□時から □□時まで

5　地域の子育て支援拠点事業（「児童館の子育て支援」など）の利用状況をうかがいます

参照　千代田区子育て応援ガイドブック P20～25

問20　あなたは、現在、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする「子育てサロン」「児童館の子育て支援」を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、利用されている方は、おおよその利用回数を□内に数字でご記入ください。（数字は1枠内に1字）

1．子育てサロン（子育て中の仲間を作ったり、地域ボランティアに子育て相談できる交流の場）

　1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度

2．児童館の子育て支援（親子が集まって過ごしたり、相談をしたりする場）

　1週当たり □回 もしくは 1ヶ月当たり □回程度

⇒ 問21へ

3．利用していない　⇒ 問20-1 へ

問 20-1　問 20 の「3. 利用していない」に○を付けた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。

（○はいくつでも）

1．児童館の子育て支援などの情報を知らなかった	5．交通の便が悪い
2．知り合いなどがおらず、参加しにくい	6．内容に興味や関心がない
3．初めての者が、参加しにくい雰囲気がある	7．その他（　　）
4．参加の時間帯が合わない	

問21　問 20 の「1. 子育てサロン」、「2. 児童館の子育て支援」について、今は利用していないが「今後利用したい」、あるいは、「今利用しているが更に利用日数を増やしたい」と思いますか。（○はひとつ）

おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください。（数字は1枠に1字）

1．利用していないが、今後利用したい

　1週当たり □回 、もしくは 1ヶ月当たり □回 程度

2．すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

　1週当たり 更に □回 、もしくは 1ヶ月当たり 更に □回 程度

3．新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問22 「子育てサロン」、「児童館の子育て支援」を利用するにあたって、特にどのサービスを利用したいですか。

（○はいくつでも）

1．常設の子育て親子の交流の場の提供	7．子育てに関する相談
2．さまざまな世代との交流の場の提供	8．健康や発育について、保健師などへの相談
3．地域の子育て関連情報の提供	9．食事や栄養について、栄養士などへの相談
4．子育てに関する講習会	10．子どもの心理や発達について、心理士への相談
5．親と子が一緒に活動できるプログラム	11．その他（　　）
6．子どもを預けて親同士で活動できるプログララム	12．特にない

問23　同封した「子育て応援ガイドブック」は、千代田区の子育て支援事業を紹介しています。下記の事業について、知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものがありますか。1～17 の事業ごとに、A～Cについてお答えください。（それぞれ○はひとつ）

千代田区の主な地域子育て支援事業一覧表

※千代田区子育て応援ガイドブック	子育て支援事業	A 知っている		B 利用している（したことがある）		C 今後利用したい	
		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
P5	1　育児支援訪問事業	1	2	1	2	1	2
P5,8,10	2　保健所の講座（まま・ぱぱ学級、にこにこ広場、ビーバー教室、アレルギー予防教室、離乳食講習会、多胎児教室）	1	2	1	2	1	2
P8,10	3　保健所の健診・相談事業（乳幼児健診、歯科保健相談、はみがき教室、アレルギー総合相談、健やか親子相談、食べ方相談）	1	2	1	2	1	2
P10	4　児童・家庭支援センターの子どもと家庭に関わる総合相談事業	1	2	1	2	1	2
P14	5　赤ちゃん・ふらっと（調乳・授乳やおむつ替えのための設備）	1	2	1	2	1	2
P15	6　保育園・こども園の子育て支援	1	2	1	2	1	2
P19	7　家庭教育学級	1	2	1	2	1	2
P19,20	8　親と子の絆プログラム（「ベビープログラム」、「ノーバディーズ・パーフェクト」、「ＡＣＴすこやか子育て講座」）	1	2	1	2	1	2
P20	9　千代田区社会福祉協議会が行う子育てサロン	1	2	1	2	1	2
P20,21	10 地域の子育て支援（児童館・子育てひろば・子育てひろば「あい・ぽーと」麹町）	1	2	1	2	1	2
P26,27	11 児童館の一時（いっとき）預かり保育・拡大型一時（いっとき）預かり保育・子育てひろば・子育てひろば「あい・ぽーと」麹町の一時預かり保育	1	2	1	2	1	2
P27,28	12 保育園・こども園等の一時預かり保育	1	2	1	2	1	2
P51	13 病児・病後児保育派遣費用助成（ベビーシッター補助）	1	2	1	2	1	2
P28	14 病後児保育	1	2	1	2	1	2
P29	15 千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）	1	2	1	2	1	2
P28	16 ファミリー・サポート・センター	1	2	1	2	1	2
P61,62	17 教育相談・スクールカウンセラー	1	2	1	2	1	2

6　お子さんが病気の際の対応についてうかがいます。

※平日の定期的な保育園、こども園、幼稚園等を利用していない方は、15 ページ 問 25 へお進みください。

問24　この1年間に、お子さんが病気やけがで、保育園や幼稚園などに通えなかったことはありますか。（○はひとつ）

1．あった　⇒ 問24-1 へ	2．なかった ⇒ 15ページ 問25 へ

問 24-1　問 24 で「1. あった」と回答した方にうかがいます。この1年間でお子さんの病気やけがで保育園、こども園、幼稚園等が利用できなかったときの対応として当てはまる記号すべてに○をつけ（○はいくつでも）、おおよその日数を□内に数字でご記入ください。半日程度の対応も1日とカウントしてください。（数字は 1 枠に1字）

1年間の対処方法	日数	
ア．父親が仕事を休んだ	□□日	⇒ 問 24-2 へ
イ．母親が仕事を休んだ	□□日	
ウ．（同居者を含む）家族・知人に預けた	□□日	⇒ 14 ページ 問 24-6 へ
エ．就労していない保護者　がみた	□□日	
オ．病後児の保育サービス　を利用した	□□日	
カ．ベビーシッター　を利用した	□□日	
キ．千代田子育てサポート（病後児保育）を利用した	□□日	
ク．ファミリー・サポート・センター（病後児保育）を利用した	□□日	
ケ．その他（　　　　　　　　　　　）	□□日	

問 24-2　問 24-1で「ア.」「イ.」のいずれか、または両方に○を付けた方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育サービスを利用したい」と思われましたか。当てはまる番号に○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください。（○はいくつでも）

※なお、病児・病後児の保育サービスを利用する場合、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医への受診が必要となる場合があります（数字は1枠に1字）。

1．病気の子どもを一時的に預けられる保育サービスを利用したい □□日　⇒ 14ページ 問24-3 へ

2．保育園などに通うお子さんで、病気の回復期で、まだ保育園などに通えないときに、一時的にお子さんを預けられる保育サービスを利用したい □□日　⇒ 14ページ 問24-4 へ

3．利用したいとは思わない　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　⇒ 14ページ 問24-5 へ

問 24-3 問 24-2で「1. 」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．保育園や幼稚園などに併設した施設で子どもを預かる事業
2．小児科に併設した施設で子どもを預かる事業
3．千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）
4．その他（ ）

⇒ 15ページ 問25 へ

問 24-4 問 24-2で「2. 」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．保育園や幼稚園などに併設した施設で子どもを預かる事業
2．小児科に併設した施設で子どもを預かる事業
3．千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）
4．その他（ ）

⇒ 15ページ 問25 へ

問 24-5 問 24-2で「3. 」を選んだ方にうかがいます。そう思われる理由として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．親が仕事を休んで対応できるので問題ない
2．病児・病後児を他人に預けるのは不安
3．利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない
4．質に不安がある
5．利用料がかかる・高い
6．特に理由はない
7． その他（ ）

⇒ 15ページ 問25 へ

問 24-6 問 24-1で「ウ.」から「ケ.」を回答した方にうかがいます。その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看病したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、「ウ」から「ケ」の日数のうち仕事を休んで看病したかったおおよその日数についても数字でご記入ください。（数字は 1 枠に1字）

1．できれば仕事を休んで看病したい □□ 日 ⇒ 15ページ 問25 へ
2．休んで看病することは非常に難しい ⇒ 問24-7 へ

問 24-7 問 24-6で「2.」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について、当てはまる番号すべてに○を付けてください。

1．仕事が忙しくて休みがとれない
2．子どもの看病を理由に休みがとれない
3．休暇日数が足りないので休めない
4．自営業なので休めない
5．その他（ ）

7　不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等についてうかがいます

問25　お子さんの病気・けがのため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているものはありますか。当てはまる番号に○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も□内に数字でご記入ください。

（○はいくつでも）

参照　千代田区子育て応援ガイドブック　P26～30、42

利用している事業・日数（年間）		
1．児童館等の一時（いっとき）預かり保育（拡大型及び子育てひろば「あい・ぽーと」麹町の一時預かり保育を含む）（私用など理由を問わずに一時的に子どもを預かる事業）	□□日	⇒ 問 26 へ
2．幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	□□日	
3．ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	□□日	
4．千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）	□□日	
5．ベビーシッター	□□日	
6．その他（　　）	□□日	
7．利用していない　⇒ 問25－1 へ		

問 25-1　問 25 で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。（○はいくつでも）

1．特に利用する必要がない	5．利用料がかかる・高い
2．利用したいものがない	6．利用方法（手続き等）がわからない
3．質に不安がある	7．その他（　　）
4．利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない	8．一時預かり等サービスを知らない

問26　私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号に○をつけ、「1. 利用したい」を選んだ時は、記号（○はいくつでも）と必要な日数をお答えください。（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を□内に数字でご記入ください）

※なお、利用にあたっては、一定の自己負担があります。

1．利用したい	計□□日	⇒16 ページ 問 26-1 へ
ア．私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的	□□日	
イ．冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等	□□日	
ウ．不定期の就労	□□日	
エ．その他（　　）	□□日	
2．利用する必要はない　⇒ 16ページ 問27 へ		

問 26 -1　問 26 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。私用、親の通院、不定期の就労等の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1．大規模施設で子どもを預かる事業　（例：幼稚園・保育所等）
2．小規模施設で子どもを預かる事業　（例：児童館の子育て支援などの地域子育て支援拠点事業等）
3．地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で預かる事業　（例：ファミリー・サポート・センター等）
4．千代田子育てサポート　（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）
5．ベビーシッター
6．その他（　　）

問27　すべての方にうかがいます。この1年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけで家族以外に預けなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。「1. あった」場合は、この1年間の対応として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください。（数字は 1 枠に1字）

	1年間の対処方法	日数	
1．あった	ア．（同居者を含む）家族・知人に預けた	□□ 泊	⇒問 27-1 へ
	イ．千代田子育てサポートを利用した	□□ 泊	⇒17 ページ 問 28 へ
	ウ．ベビーシッターを利用した	□□ 泊	
	エ．その他（　　）	□□ 泊	
2．なかった　⇒ 17 ページ 問 28 へ			

問 27-1　問 27 で「1. あった ア.（同居者を含む）家族・知人に預けた」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。（○はひとつ）

1．非常に困難	2．どちらかというと困難	3．特に困難ではない

8　お子さんの小学校入学後の希望等についてうかがいます

※　現在お持ちのイメージでお答えください。

問28　お子さんが、**小学校低学年（1～3年生）**のうちは、放課後の時間（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号に○をつけ、それぞれ希望する週当たりの日数を数字でご記入ください。

（○はいくつでも）

また、「６．学童クラブ（※２）」の場合には、利用を希望する時間も数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください。（数字は１枠に１字）

※１「放課後子ども教室」‥ 学校施設を活用し、地域の方々の協力を得て、放課後から午後５時まで小学校で学習・スポーツなどを体験するものです。保護者の就労の有無に関わらず、在籍する小学生が利用できます。（ガイドブックＰ46）

※２「学童クラブ」‥‥‥‥ 保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。利用にあたっては、一定の利用料がかかります。（ガイドブックＰ46、47）

1．自宅	週 □ 日くらい
2．祖父母宅や友人・知人宅	週 □ 日くらい
3．習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 □ 日くらい
4．児童館（児童館の学童クラブ利用は、「6」に回答）	週 □ 日くらい
5．放課後子ども教室（※１）	週 □ 日くらい
6．学童クラブ（※２）	週 □ 日くらい →下校時から □□ 時まで
7．ファミリー・サポート・センター	週 □ 日くらい
8．千代田子育てサポート	週 □ 日くらい
9．「５．」「６．」以外の民間企業が独自に展開している放課後預かりサービス	週 □ 日くらい
10．その他（　　）	週 □ 日くらい

問29　お子さんが、**小学校高学年（4～6年生）**になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号に○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。（○はいくつでも）また、「6. 学童クラブ（※）」の場合は、利用を希望する時間もお答えください。時間は、必ず（例）18 時 のように 24 時間制でご記入ください。（数字は1枠に1字）

1．自宅	週 □ 日くらい
2．祖父母宅や友人・知人宅	週 □ 日くらい
3．習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 □ 日くらい
4．児童館（児童館の学童クラブ利用は、「6」に回答）	週 □ 日くらい
5．放課後子ども教室（※）	週 □ 日くらい
6. 学童クラブ（※）	週 □ 日くらい →下校時から □□ 時まで
7．ファミリー・サポート・センター	週 □ 日くらい
8．千代田子育てサポート	週 □ 日くらい
9．「5．」「6．」以外の民間企業が独自に展開している放課後預かりサービス	週 □ 日くらい
10. その他（　　）	週 □ 日くらい

問29-1、問29-2は、問28または問29で「5．放課後子ども教室」に○をつけた方にうかがいます。

問 29-1　土曜日、日曜日、祝日に、放課後子ども教室の利用希望はありますか。現在、土日祝日は実施していませんが、こうした曜日の利用希望をうかがいます。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。（○はひとつ）また利用したい時間帯を、□内に（例）9時～18 時 のように 24 時間制でご記入ください。（数字は1枠に1字）

（1）土曜日

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯
□□ 時から □□ 時まで

2．利用希望はない

（2）日曜・祝日

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯
□□ 時から □□ 時まで

2．利用希望はない

問 29-2　現在、夏休み等長期学校休暇期間中は実施していませんが、こうした期間の利用希望をうかがいます。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。（○はひとつ）また利用したい時間帯を、□内に（例）9時～18 時 のように 24 時間制でご記入ください。（数字は1枠に1字）

1．低学年（1～3年生）の間は利用したい
2．高学年（4～6年生）になっても利用したい
3．利用希望はない

⇨ 利用したい時間帯
□□ 時から □□ 時まで

問 29-3　問 28 または問 29 で「6. 学童クラブ」に○をつけた方にうかがいます。土曜日・日曜日、祝日に、学童クラブの利用希望はありますか。現在、日曜・祝日は実施していませんが、こうした曜日の利用希望をうかがいます。また、学童クラブを利用する場合は、一定の利用料がかかるとお考えください。(1)(2)それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。(○はひとつ)また利用したい時間帯を、□内に(例)9時～18 時のように 24 時間制でご記入ください。(数字は1枠に1字)

(1)土曜日

1．低学年（1～3年生）の間は利用したい
2．高学年（4～6年生）になっても利用したい
3．利用希望はない

⇨ 利用したい時間帯 □□時から □□時まで

(2)日曜・祝日

1．低学年（1～3年生）の間は利用したい
2．高学年（4～6年生）になっても利用したい
3．利用希望はない

⇨ 利用したい時間帯 □□時から □□時まで

問 29-4　夏休み等長期学校休暇期間中の学童クラブの利用希望はありますか。当てはまる番号に○をつけてください。(○はひとつ)また利用したい時間帯を、□内に(例)9時～18 時のように 24 時間制でお書きください。

※利用には、一定の利用料がかかるものとお考えください。

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯
□□時から □□時まで
2．利用希望はない

問30　子どもが放課後を過ごす場所として、特に重視したいと思う点は何ですか。(○は3つまで)

1．スタッフ（職員等）が十分配置されていること
2．希望する時間に利用できること
3．子どもの遊び支援など日常活動が充実していること
4．異年齢（乳幼児から大人まで）による活動が充実していること
5．行事や地域交流活動が充実していること
6．運営に際して、子どもの参画がなされること
7．子どもがリラックスできる環境があること
8．障がい児等、配慮を要する子どもへの配慮がされていること
9．勉強ができる環境があること
10．屋外で遊べる環境があること
11．大勢で過ごせる環境があること
12．その他（　　）
13．特に思いつかない

9　育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます

問31　お子さんが生まれた後、父母のいずれか、もしくは双方が育児休業を取得しましたか。(1)母親、(2)父親それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。また、「3. 取得していない」を選んだ方は、その理由として当てはまる記号に○をつけてください。

(1)母親

育児休業を取得しましたか。
（○はひとつだけ）
1. 働いていなかった
2. 取得した（取得中である）
3. 取得していない → 取得していない理由（○はいくつでも）

ア. 職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった
イ. 仕事が忙しかった
ウ. （産休後に）仕事に早く復帰したかった
エ. 仕事に戻るのが難しそうだった
オ. 昇給・昇格などが遅れそうだった
カ. 収入減となり、経済的に苦しくなる
キ. 保育所（園）などに預けることができた
ク. 配偶者が育児休業制度を利用した
ケ. 配偶者が無職、祖父母等の家族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
コ. 子育てや家事に専念するために退職した
サ. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
シ. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
ス. 育児休業を取得できることを知らなかった
セ. 産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した
ソ. その他（　　）

(2)父親

育児休業を取得しましたか。
（○はひとつだけ）
1. 働いていなかった
2. 取得した（取得中である）
3. 取得していない → 取得していない理由（○はいくつでも）

ア. 職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった
イ. 仕事が忙しかった
ウ. 仕事に戻るのが難しそうだった
エ. 昇給・昇格などが遅れそうだった
オ. 収入減となり、経済的に苦しくなる
カ. 保育所（園）などに預けることができた
キ. 配偶者が育児休業制度を利用した
ク. 配偶者が無職、祖父母等の家族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
ケ. 子育てや家事に専念するために退職した
コ. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
サ. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
シ. 育児休業を取得できることを知らなかった
ス. その他（　　）

問 31-1　問 31 の(1)または(2)で「2. 取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。育児休業取得後、職場に復帰しましたか。(○はひとつ)

問 31 の(1)または(2)で「1. 」「3. 」に○をつけた方は、**23 ページ 自由記載欄** へお進みください。

(1)母親

1．育児休業取得後、職場に復帰した	⇒ **問31-2** へ
2．現在も育児休業中である	⇒ **22ページ 問31-7** へ
3．育児休業中に離職した	⇒ **23ページ 自由記載欄** へ

(2)父親

1．育児休業取得後、職場に復帰した	⇒ **問31-2** へ
2．現在も育児休業中である	⇒ **22ページ 問31-7** へ
3．育児休業中に離職した	⇒ **23ページ 自由記載欄** へ

問31-1の（1）または（2）で「1．育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 31-2　育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。(○はひとつ)

※年度初めでの認可保育所入所を希望して、１月～２月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所等に入所できなかった場合も「1.」を選択してください。

(1)母親

1．年度初めの入所に合わせたタイミングだった	2．それ以外だった

(2)父親

1．年度初めの入所に合わせたタイミングだった	2．それ以外だった

問 31-3　育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取得したかったですか。□内に数字でご記入ください。

(1)母親

実際の取得期間	□	歳	□□	ヶ月	希望	□ 歳	□□ ヶ月

(2)父親

実際の取得期間	□	歳	□□	ヶ月	希望	□ 歳	□□ ヶ月

問 31-4　問 31-3の(1)または(2)で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。希望の時期に職場復帰しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

復帰と希望が同じ方は 22 ページ 問 31-5 へお進みください。

(1)「希望」より早く復帰した方

①母親

1．希望する保育所に入るため	4．人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
2．配偶者や家族の希望があったため	5．その他（　　）
3．経済的な理由で早く復帰する必要があった	

②父親

1．希望する保育所に入るため	4．人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
2．配偶者や家族の希望があったため	5．その他（　　）
3．経済的な理由で早く復帰する必要があった	

（2）「希望」より遅く復帰した方

①母親

1．希望する保育所に入れなかったため	4．職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
2．自分や子どもの体調が思わしくなかったため	5．子どもをみてくれる人がいなかったため
3．配偶者や家族の希望があったため	6．その他（　　）

②父親

1．希望する保育所に入れなかったため	4．職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
2．自分や子どもの体調が思わしくなかったため	5．子どもをみてくれる人がいなかったため
3．配偶者や家族の希望があったため	6．その他（　　）

問 31-5　育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。（○はひとつ）

1．利用した　⇒ **23ページ 自由記載欄 へ**	2．利用しなかった　⇒ **問 31-6 へ**

問 31-6　問 31-5 で「2. 利用しなかった」と回答した方にうかがいます。短時間勤務制度を利用しなかった理由として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

（○はいくつでも）

1．職場に短時間勤務制度を取得しにくい雰囲気があった	6．配偶者が無職、祖父母等の家族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
2．仕事が忙しかった	7．子育てや家事に専念するため退職した
3．給与が減額され、経済的に苦しくなる	8．職場に短時間勤務制度がなかった
4．保育所の入所申請の優先順位が下がる	9．短時間勤務制度が利用できることを知らなかった
5．配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した	10．その他（　　）

問 31-7　問 31-1で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。もしもお子さんが 1 歳になったとき、必ず預けられる環境があれば、1 歳になるまで育児休業を取得しますか。それとも、預けることができるものがあっても、1 歳になる前に復帰しますか。（○はひとつ）

①母親

1．1歳になるまで育児休業を取得したい	2．1歳になる前に復帰したい

②父親

1．1歳になるまで育児休業を取得したい	2．1歳になる前に復帰したい

【自由記載欄】

① 子育てをする中で、千代田区に住んでいてよかったと思う点がございましたら、お書きください。

② 千代田区は、「もっとこうしたら子育てしやすくなる」という提案がございましたら、お書きください。

③ 千代田区の子育て支援についてご意見がございましたら、自由にお書きください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

同封の封筒に入れ、<u>平成30年12月17日（月）</u>までにご投函ください。

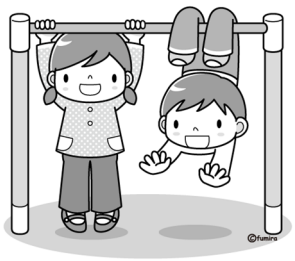

千代田区次世代育成支援計画策定のための ニーズ調査（小学生の保護者様）

設問は、全部で 24 問あり、最後に自由記載欄があります。回答には、20 分ほどかかります。

＜回答にあたってのお願い＞

1．設問に、特にことわりのある場合以外は、封筒のあて名のお子さんについて、お書きください。小学生のお子さんが二人以上いらっしゃるときは、年少のお子さんについて、お答えください。
2．調査には、お子さんの保護者（または養育者・里親等）が、お答えください。
3．回答は、選択肢のあてはまると思う番号に○印をつけてください。「その他」を選んだ時は、（　　）内にお書きください。設問によっては、“○はいくつでも“”○は３つまで“と書かれている場合があります。その場合は、設問に従ってお答えください。
4．設問によって、ご回答いただく方が限られる場合がありますので、ことわり書きや矢印に従ってお答えください。特にことわりのない場合は、次の設問にお進みください。
5．提出方法・期限　調査票を**同封の返信用封筒に入れて、12 月 17 日（月）までにご投函ください。**

1　お子さんとご家族の状況、あなたの子育てへの印象をうかがいます。

問1　お住まいの町丁名をお答えください。

町名	丁目

番地、お名前は書かないでください

例　九段南　５丁目

問2　お子さんは何年生ですか。（○はひとつ）

１．１年生　２．２年生　３．３年生　４．４年生　５．５年生　６．６年生

問3　お子さんが現在通学されている学校をお答えください。当てはまる番号に○をつけ、「1．」を選んだ方は、（　）に学校名もお答えください。（○はひとつ）

１．千代田区立（　　）小学校　２．千代田区立小学校以外の学校

問4　お子さんは何人きょうだいですか。封筒のあて名のお子さんを含めた人数を□内に数字でお書きください。

きょうだいの人数　□人

問5　お子さんからみたあなたのご関係をお答えください。（○はひとつ）

1．母親	2．父親	3．その他（　　）

問6　この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。（○はひとつ）

1．配偶者がいる	2．配偶者はいない

問7　子育てを主に行っている方はどなたですか。（○はひとつ）

1．父母ともに	2．母親	3．父親	4．祖父母	5．その他（　　）

問8　あなたは子育てが楽しいですか。（○はひとつ）

1．とても楽しい	2．まあまあ楽しい	3．あまり楽しくない	4．まったく楽しくない

問9　お子さんの子育てについて、気になっていることがありますか。（○はいくつでも）

1．子どもの発達について	8．仕事と子育ての両立について
2．子どもの健康について	9．経済的な不安がある
3．子どもの食事や栄養について	10．家族の介護などがあって、子育てが十分できない
4．子どもの遊ばせ方、しつけ、接し方について	11．子育てについて、家族の意見が合わない
5．子育て中の仲間を増やしたい	12．子育てについて、家族の協力が得られない
6．専門の相談の相談窓口を知りたい	13．その他（　　）
7．千代田区の子育てサービスの情報について	14．特にない

問10　子育てをするために、千代田区のサービスでもっと充実してほしいと思うものに○をつけてください。（○は3つまで）

1．子どもの発達などについて相談できる窓口	9．家事・育児に参加するための意識啓発
2．子どもを遊ばせながら子育て仲間を作ったり、気軽に相談したりできる場	10．小児科などの医療機関情報の提供
	11．不妊治療・産科の医療に関する情報提供
3．保育サービス	12．妊婦の健診
4．公園や遊び場	13．産婦の健診
5．幼児教育・学校教育	14．乳幼児健診
6．放課後、子どもが安心して過ごせる居場所	15．その他（　　）
7．児童手当の支給、税金・教育費の軽減等経済的援助	16．特にない
8．子育て中の労働者が働きやすい職場作りのための支援	

問11　日ごろ、お子さんをみてもらえる家族・知人はいますか。（○はいくつでも）

1．日ごろから祖父母等の家族にみてもらえる
2．緊急時もしくは用事の際には祖父母等の家族にみてもらえる
⇒ **3ページ 問11-1** へ

3．日ごろから子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4．緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
⇒ **3ページ 問11-2** へ

5．いずれもいない　⇒ **3ページ 問12** へ

問11-1 問11で「1．」または「2．」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の家族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。（○はいくつでも）

1．祖父母等の家族の負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2．祖父母等の家族の負担が大きく心配である
3．負担をかけていることが心苦しい
4．子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5．その他（　　）

問11-2 問11で「3．」または「4．」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。（○はいくつでも）

1．友人・知人の負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2．友人・知人の負担が大きく心配である
3．負担をかけていることが心苦しい
4．子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5．その他（　　）

問12 すべての方にうかがいます。お子さんの子育てについて、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。（○はひとつ）

1．いる／ある ⇒ 問12-1 へ	2．ない ⇒ 問13 へ

問12-1 問12で「1．いる/ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（○はいくつでも）

1．家族・親戚	8．保健所（保健師）
2．友人・知人（近所の方含む）	9．5,6,7,8以外の区子育て担当窓口
3．教員	10．民生委員・児童委員
4．スクールカウンセラー	11．かかりつけの医師
5．児童・家庭支援センターの相談	12．民間機関（ＮＰＯ団体等）
6．児童館・子育てひろば	13．その他（　　）
7．子ども発達センター（さくらキッズ）	

問13 すべての方にうかがいます。千代田区では、配慮が必要な子どもを対象に、下記の支援事業を行っています。知っているものがありましたら○をつけてください。（○はいくつでも）

参照 千代田区子育て応援ガイドブック P54、55、56、61

1．子どもの健康相談室	5．障害児通所給付事業
2．子ども発達センター（さくらキッズ）	6．教育相談
3．発達障害児等療育経費助成	7．就学相談
4．障害児支援事業（フレンズビレッジ千代田）	

2　保護者の就労状況についてうかがいます。

問14　保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

（1）母親【父子家庭の場合、記入は不要です。】（○はひとつ）

1．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
2．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
→ (1)-1 へ

5．以前は就労していたが、現在は就労していない
6．これまで就労したことがない
⇒ (2) へ

（1）-1　（1）で「1．～4．」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。

就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください（□内に数字でご記入ください。数字は1枠に1字。）。

1週当たり □ 日　　1日当たり約 □□ 時間

（2）父親【母子家庭の場合、記入は不要です。】（○はひとつ）

1．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない
2．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しているが、育休・介護休業中である
→ (2) -1 へ

5．以前は就労していたが、現在は就労していない
6．これまで就労したことがない
⇒ 5ページ問16 へ

（2）-1　（2）で「1．～4．」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。

就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください（□内に数字でご記入ください。数字は1枠に1字。）。

1週当たり □ 日　　1日当たり約 □□ 時間

問15 問14の(1)または(2)で「3.」「4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。フルタイム勤務への転換希望はありますか。(○はひとつ)

問 14の(1)または(2)で「1.」「2.」(フルタイム)に○をつけた方は、**6ページ 問17** へ お進みください。

(1)母親

1．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
2．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

(2)父親

1．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
2．1年以内にフルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
4．パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

問16 問14の(1)または(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。 就労したいという希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけ、3を選んだ方は、「希望する就労形態」もお答えください。該当する□内には数字をご記入ください。(数字は1枠に1字)

(1)母親

1．子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）

2．1年より先、一番下の子どもが □□ 歳になったころに就労したい

3．すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

→希望する就労形態
ア．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
イ．パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
→ 1週当たり □ 日 、1日当たり □□ 時間

(2)父親

1．子育てや家事などに専念したい（就労の希望はない）

2．1年より先、一番下の子どもが □□ 歳になったころに就労したい

3．すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

→希望する就労形態
ア．フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）
イ．パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
→ 1週当たり □ 日 、1日当たり □□ 時間

3　お子さんの地域子育て支援事業の利用状況についてうかがいます

問17　同封した「子育て応援ガイドブック」は、千代田区の子育て支援事業を紹介しています。下記の事業について、知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものがありますか。1～9の事業ごとに、A～Cについてお答えください。（それぞれ○はひとつ）

千代田区の主な地域子育て支援事業一覧表

※千代田区子育て応援ガイドブック	子　育　て　支　援　事　業	A 知っている		B 利用している（したことがある）		C 今後利用したい	
		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
P10	1　保健所の講座（アレルギー予防教室、多胎児教室）	1	2	1	2	1	2
P10	2　保健所の健診・相談事業（アレルギー総合相談）	1	2	1	2	1	2
P10	3　児童・家庭支援センターの子どもと家庭に関わる総合相談事業	1	2	1	2	1	2
P19,20	4　親と子の絆プログラム（「ＡＣＴすこやか子育て講座」）	1	2	1	2	1	2
P21	5　児童館の日曜開放 乳幼児、小学生、保護者を対象に、日曜日（月3回）に施設の一部が利用できます。	1	2	1	2	1	2
P51	6　病児・病後児保育派遣費用助成（ベビーシッター補助）	1	2	1	2	1	2
P29	7　千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）	1	2	1	2	1	2
P28	8　ファミリー・サポート・センター	1	2	1	2	1	2
P61,62	9　教育相談・スクールカウンセラー	1	2	1	2	1	2

4　お子さんの病気の際の対応についてうかがいます。

問18　この1年間に、お子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。（○はひとつ）

1．あった　⇒ 問18-1 へ	2．なかった ⇒ 8ページ 問20 へ

問18-1　問18で「1．あった」と回答した方にお聞きします。その対応として当てはまる記号すべてに○をつけ、（○はいくつでも）おおよその日数も□内に数字でお書きください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください）。（数字は1枠に1字）

1年間の対処方法	日数	
ア．父親が仕事を休んだ	□□日	⇒ 問19 へ
イ．母親が仕事を休んだ	□□日	
ウ．（同居者を含む）家族・知人に預けた	□□日	
エ．就労していない保護者がみた	□□日	
オ．千代田子育てサポート（病後児保育）を利用した	□□日	⇒ 8ページ 問19-3 へ
カ．ファミリー・サポート・センター（病後児保育）を利用した	□□日	
キ．ベビーシッターを利用した	□□日	
ク．その他（　　）	□□日	

問19　問18-1で「ア.」「イ.」のいずれか、または両方に○を付けた方にうかがいます。「できれば病児・病後児のための施設等に預けたい」と思いましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、おおよその日数を□内に数字でお書きください。（数字は1枠に1字）

＊なお、病児・病後児のためのサービスの利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1．できれば病児・病後児保育施設等に預けたい	□□日　⇒ 問19-1 へ
2．利用したいとは思わない	⇒ 8ページ 問19-2 へ

問19-1　問19で「1．できれば病児・病後児保育施設等に預けたい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．ご自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、保育する事業　例　千代田子育てサポート
2．小児科に併設した施設で子どもを預かる事業
3．その他（　　）

⇒ 8ページ 問20 へ

問19-2 問19で「2. 利用したいとは思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．親が仕事を休んで対応できるので問題ない	5．利用料がかかる・高い
2．病児・病後児を他人に預けるのは不安	6．特に理由はない
3．利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない	7．その他（　　）
4．質に不安がある	

⇒ 問20 へ

問19-3 問18-1で「ウ.」から「ク.」のいずれかに回答した方にうかがいます。「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看病したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、（○はひとつ）「ウ. 」から「ク. 」の日数のうち、仕事を休んで看病したかったおおよその日数についても数字でお書きください（数字は1枠に1字）。

1．できれば仕事を休んで看病したい	□□ 日　⇒ 問20 へ
2．休んで看病することは非常に難しい	⇒ 問19-4 へ

問19-4 問19-3で「2. 休んで看病することは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

1．仕事が忙しくて休みがとれない	4．自営業なので休めない
2．子どもの看病を理由に休みがとれない	5．その他（　　）
3．休暇日数が足りないので休めない	

5　お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問20 お子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用しているものはありますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間のおおよその利用日数も□内に数字でお書きください。（○はいくつでも）

参考 千代田区子育て応援ガイドブック P28、29

利用している事業・日数（年間）	
1．千代田子育てサポート （子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）	□□ 日
2．ファミリー・サポート・センター （地域住民が子どもを預かる事業）	□□ 日
3．ベビーシッター	□□ 日
4．その他（　　）	□□ 日
5．利用していない　⇒ 問20-1 へ	

⇒ 9ページ 問21 へ

問20-1 問20で「5. 利用していない」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。（○はいくつでも）

1．特に利用する必要がない	5．利用料がかかる・高い
2．利用したいものが地域にない	6．利用方法（手続き等）がわからない
3．質に不安がある	7．その他（　　）
4．利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない	8．事業を知らなかった

問21 お子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号に○をつけ、必要なおおよその日数をお書きください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を□内に数字でお書きください）。（○はいくつでも）

※なお、利用にあたっては、一定の自己負担があります。

1．利用したい	計 □□ 日	⇒問 21-1 へ
ア．私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的	□□ 日	
イ．冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等	□□ 日	
ウ．不定期の就労	□□ 日	
エ．その他（ ）	□□ 日	
2．利用する必要はない ⇒ 問22 へ		

問21-1 問21で「1．利用したい」に○をつけた方にうかがいます。私用、親の通院、不定期の就労等の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1．児童館の一般利用
2．地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で預かる事業（例：ファミリー・サポート・センター等）
3．千代田子育てサポート（子育て支援員が子どもの家庭等で保育する事業）
4．ベビーシッター
5．その他（ ）

問22 すべての方にうかがいます。この1年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけで家族以外に預けなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。「1.あった」場合は、この1年間の対応として当てはまる記号すべてに○をつけ、おおよその日数も□内に数字でお書きください。（数字は1枠に1字）

	1年間の対処方法	日数	
1．あった	ア．（同居者を含む）家族・知人に預けた	□□ 泊	⇒ 問 22-1 へ
	イ．千代田子育てサポートを利用した	□□ 泊	
	ウ．ベビーシッターを利用した	□□ 泊	
	エ．その他（ ）	□□ 泊	⇒ 10 ページ 問 23 へ
2．なかった ⇒ 10ページ 問23 へ			

問22-1 問22で「1．あった ア.（同居者を含む）家族・知人に預けた」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。（○はひとつ）

1．非常に困難　2．どちらかというと困難　3．特に困難ではない

6　お子さんの放課後の過ごし方についてうかがいます。

問23　お子さんは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。当てはまる番号に○をつけ、週当たりのおおよその日数を数字でお書きください（○はいくつでも）。また、「6. 学童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も数字でお書きください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でお書きください。（数字は1枠に1字）

※1「放課後子ども教室」‥ 学校施設を活用し、地域の方々の協力を得て、放課後から午後5時まで小学校で学習・スポーツなどを体験するものです。保護者の就労の有無に関わらず、在籍する小学生が利用できます。（ガイドブックP46）

※2「学童クラブ」‥‥ ‥‥ 保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。利用にあたっては、一定の利用料がかかります。（ガイドブックP46、47）

1．自宅	週 □ 日くらい
2．祖父母宅や友人・知人宅	週 □ 日くらい
3．習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 □ 日くらい
4．児童館（児童館の学童クラブ利用は、「6」に回答）	週 □ 日くらい
5．放課後子ども教室（※1）	週 □ 日くらい
6. 学童クラブ（※2）	週 □ 日くらい →下校時から □□ 時まで
7．ファミリー・サポート・センター	週 □ 日くらい
8．千代田子育てサポート	週 □ 日くらい
9．「5．」「6．」以外の民間企業が独自に展開している放課後預かりサービス	週 □ 日くらい
10. その他（　　）	週 □ 日くらい

問23-1、問23-2は、問23で「5．放課後子ども教室（※1）」に○をつけた方にうかがいます。

問23-1　土曜日、日曜日、祝日について、放課後子ども教室の利用希望はありますか。現在、土日祝日は実施していませんが、こうした曜日の利用希望をうかがいます。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。（○はひとつ）また「1. 利用したい」を選んだ時は、利用したい時間帯を、□内に（例）9時～18時 のように24時間制でお書きください（数字は1枠に1字）。

（1）土曜日

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯 □□ 時から □□ 時まで

2．利用希望はない

（2）日曜・祝日

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯 □□ 時から □□ 時まで

2．利用希望はない

問23-2 夏休み等長期学校休暇中について、放課後子ども教室の利用希望はありますか。現在、夏休み等長期学校休暇期間中は実施していませんが、こうした期間の利用希望をうかがいます。当てはまる番号に○をつけてください。（○はひとつ）また利用したい時間帯を、□内に（例）9時～18時 のように24時間制でご記入ください。

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯 □□ 時から □□ 時まで
2．利用希望はない

問23-3 <u>問23で「6．学童クラブ（※2）」に○をつけた方にうかがいます。</u>土曜日・日曜日、祝日に、学童クラブの利用希望はありますか。現在、日曜・祝日は学童クラブを実施していませんが、こうした曜日の利用希望をうかがいます。なお、利用する場合には、一定の利用料がかかるとお考えください。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号に○をつけてください。（○はひとつ）また利用したい時間帯を、□内に（例）9時～18時 のように24時間制でお書きください（数字は1枠に1字）。

（1）土曜日

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯 □□ 時から □□ 時まで
2．利用希望はない

（2）日曜・祝日

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯 □□ 時から □□ 時まで
2．利用希望はない

問23-4 夏休み等長期学校休暇期間中の学童クラブの利用希望はありますか。当てはまる番号に○をつけてください。（○はひとつ）また利用したい時間帯を、□内に（例）9時～18時 のように24時間制でお書きください。
※利用には、一定の利用料がかかるものとお考えください。

1．利用したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用したい時間帯 □□ 時から □□ 時まで
2．利用希望はない

問24 お子さんが放課後を過ごす場所として、特に重視したいと思うことは何ですか。（○は3つまで）

1．スタッフ（職員等）が十分配置されていること
2．希望する時間に利用できること
3．子どもの遊び支援など日常活動が充実していること
4．異年齢（乳幼児から大人まで）による活動が充実していること
5．行事や地域交流活動が充実していること
6．運営に際して、子どもの参画がなされること
7．子どもがリラックスできる環境があること
8．障がい児等、配慮を要する子どもへの配慮がされていること
9．勉強ができる環境があること
10．屋外で遊べる環境があること
11．大勢で過ごせる環境があること
12．その他
（　　）
13．特に思いつかない

【自由記載欄】

① 子育てをする中で、千代田区に住んでいてよかったと思う点がございましたら、お書きください。

② 千代田区は、「もっとこうしたら子育てしやすくなる」という提案がございましたら、お書きください。

③ 千代田区の子育て支援についてご意見がございましたら、自由にお書きください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
同封の封筒に入れ、**平成３０年12月17日（月）**までにご投函ください。

教育委員会資料
平成 30 年 11 月 27 日
子育て推進課

認可保育所設置運営事業者の選定結果

賃貸物件を活用し、平成 32 年４月開設の認可保育園として運営する保育事業者を公募によるプロポーザル方式で募集、選定しました。

１　件名
認可保育所設置運営事業者募集

２　採否の決定した日
平成 30 年 11 月 21 日

３　選定委員の構成
・委員長　学識経験者（保育）
・委員　　子ども部長、子育て推進課長
　　学識経験者（保育）、学識経験者（財務）

４　プロポーザル参加者名
・株式会社 global bridge
・ライクアカデミー株式会社

５　選定事業者及び提案内容
（１）株式会社global bridge
代表取締役　貞松　成
墨田区錦糸一丁目２番１号
【提案内容】

開設予定地	千代田区三番町 14-６
定員（予定）	50 名（6・8・9・9・9・9）
開設時期	平成 32 年４月１日

（２）ライクアカデミー株式会社
代表取締役　佐々木　雄一
品川区西五反田一丁目１番８号
【提案内容】

開設予定地	千代田区神田佐久間町４－９
定員（予定）	60 名（6・10・11・11・11・11）
開設時期	平成 32 年４月１日

6　選定結果一覧表（800 点満点）

評価項目	配点（200点×4名）	A社	B 社
①事業者の概要・沿革	60	38	39
②資金・収支　計画書	60	52	52
③財務状況分析表	80	37	56
④提案書	360	212	240
⑤施設の概要	80	62	42
⑥保護者・地域の子育て家庭への育児支援	40	24	24
⑦プレゼンテーション	120	64	76
合　計	800	489	529
公募要項に基づく重点地域による1.2 倍後の点数		586	634

※重点地域加算前の採点基準点の 6 割以上の得点のある保育事業者から選定した。

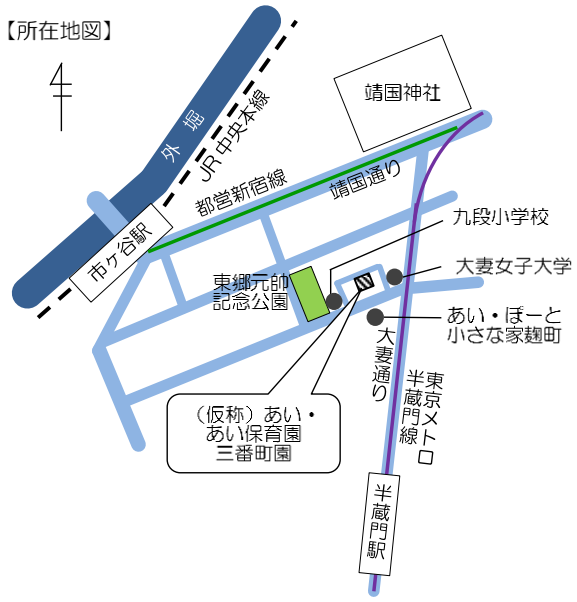

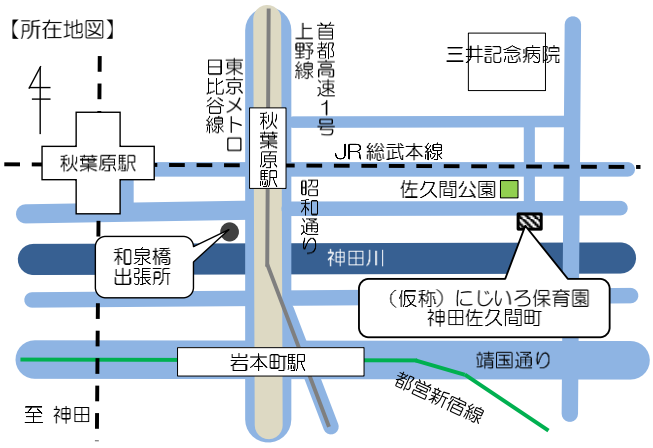

平成30年11月27日
教育委員会資料
児童・家庭支援センター

平成31年度学童クラブ入会について

１　学童クラブ

小学校に就学している児童の保護者が、就労等の理由により放課後の児童の世話ができない場合に、家庭にかわる生活の拠点として、適切な遊びや学びの場を提供し児童の健全な育成を図る。

２　入会できる児童

（１）第１順位　千代田区内に居住している児童
（２）第２順位　千代田区内の区立小学校に在学する、区外に居住する児童
※学校内学童クラブの入会については当該の小学校に在籍する児童を対象とする。

３　開室日及び開室時間

（１）月曜日～金曜日　下校時から午後７時まで
（２）土曜日　午前９時から午後５時まで
※私立学童クラブは、夜間保育午後９時まで
※日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～１月３日）は休み

４　入会期間

平成31年４月１日～平成32年３月31日

５　費用

（１）育成料　月額　４，０００円（ただし、当分の間２，０００円）
（２）おやつ代　月額　１，５００円
※育成料・おやつ代については、事情に応じて減額・免除の規定があります。

６　周知及び説明会

12月５日号の広報千代田及びホームページに掲載
平成31年度学童クラブ説明会については児童館だより、千代田区ホームページにおいて11月下旬から周知開始するとともに、以下の日程で説明会を開催する。
（１）富士見地区 12月 8日(土) 9:30～11:30 富士見わんぱくひろば
（２）麹町地区　12月15日(土)15:00～17:00 麹町区民館1階洋室A・B
（３）神田地区　12月15日(土)15:00～17:00 神田さくら館7階研修室

７　入会申込み受付期間及び提出書類等

（１）受付期間　平成31年１月５日(土)から２月２日(土)まで（日曜日・祝日を除く）
（２）受付時間　午前10時から午後５時まで
（３）受付場所　第一希望の学童クラブ
（４）提出書類　①学童クラブ利用申請書　②就労証明書
※学童クラブ利用申請書は、12月５日(水)より各学童クラブで配付
※１年毎の申請のため、現在入会している児童も、受付期間中に申し込みが必要

８　入会決定

学童クラブ入会決定基準表に基づき指数を算定し、指数の高い順に入会を決定する。

９　入会決定通知

平成31年２月28日(木)までに発送

平成 31 年度
学童クラブのご案内

千代田区

児童・家庭支援センター

もくじ

１　学童クラブ入会案内

＊入会の申し込み 1
＊入会決定 1
＊保育時間 2
＊育成料 2
＊おやつ代 2
＊夕食代 2
＊休会日 2

２　学童クラブの一覧

①児童館併設学童クラブ 3
②学校内に設置されている学童クラブ 4
③夜間延長保育を実施している学童クラブ 5

３　千代田区の学童クラブ紹介

①児童館併設学童クラブ

・西神田学童クラブ 6
・神田学童クラブ 7
・四番町学童クラブ 8
・一番町学童クラブ 9
・富士見わんぱくひろば学童クラブ・第２学童クラブ 10
・いずみ学童クラブ１・２ 11

②学校内に設置されている学童クラブ

・アフタースクールこうじ町 12
・アフタースクール番町・番町第二 13
・九段小学校アフタースクール 14
・（仮称）お茶の水小学校内学童クラブ 15
・アフタースクールさくら・さくら第二 16

③夜間延長保育を実施している学童クラブ

・麹町こどもクラブ 17
・ポピンズアフタースクール一番町 18
・二番町こどもクラブ 19
・グローバルキッズ飯田橋学童クラブ１・２ 20
・（仮称）キッズクラブ神田 21
・（仮称）神田地区私立学童クラブ（和泉小学校周辺） 22

４　区内学童クラブ案内図 23

１　学童クラブ入会案内

入会の申込み

●入会申込みできるのは

◇区内在住の小学生
◇区立小学校に在学する小学生

※ただし、各学童クラブの受入児童数の空きが残り３人となった時は区民枠となるため、区内に在住されていない児童の入会はできません。
※同居の家族その他の者が放課後等、児童の世話をできる場合は申込みできません。

●申込み先

入会を希望する学童クラブ（平成31年度当初の申込みの際は、第一希望の学童クラブ）

●申込み受付期間

学童クラブは、毎年度申込みが必要です。

◇平成31年度受付は、平成31年1月5日（土）から2月2日（土）（ただし、日曜日、祝日を除く）
受付時間は、午前10時から午後5時まで
◇年度途中の受付は、随時行っています。空き状況により選考を行い、入会児童を決定します。
（詳細は、入会を希望される学童クラブへお問い合わせください。）

●申込みの必要書類

①学童クラブ利用申請書（第１号様式）
平成31年度当初の申込みの際は、申請書に学童クラブを第３希望までご記入ください。

②就労証明書（第２号様式）
保護者1名について1通ご提出ください。

③個人事業主の方：現に事業を行っていることを証明できる書類をご提出ください。

上記①②の様式は各学童クラブで配布します。また、千代田区のホームページ
<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/index.html>からもダウンロードすることができます。

＊申請等でご提出いただいたすべての書類の記載内容に関しましては、「学童クラブ事業」のみで使用するものとし、「千代田区個人情報保護条例」の趣旨を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じます。

入会決定

●入会の決定について

・希望者が定員を超えて申込みがあった場合は、区内在住の児童を第１順位、区立小学校に通学する区外に在住する児童を第２順位とし、その中でお子さんの学年や保護者の就労時間・時間帯を基本に、放課後における各家庭の保護者の状況を踏まえてそれぞれ入会順位を決定いたします。
・平成31年度当初の入会の可否通知は、2月28日（木）までに発送いたします。
・年度途中入会の可否通知は、希望した学童クラブからお知らせします。

●入会の期間

・単年度の申請です。平成31年度は平成31年4月1日～平成32年3月31日までの入会期間です。

保育時間

「２　学童クラブ一覧」のとおり

●基本保育

・学童クラブにより異なります。

●延長保育（夕方保育　午後5時～7時）

・保護者の勤務時間に勤務地から学童クラブまでの所要時間を加えた時間が、基本時間を超えて利用する必要がある場合には、延長保育（夕方保育）を利用することができます。（一部の学童クラブは、土曜日未実施。）延長保育（夕方保育）を希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。なお、夕方保育に対する育成料はかかりません。

●夜間延長保育（午後7時～9時）

・「２　学童クラブ一覧 ③夜間保育を実施している学童クラブ」では、夜間延長保育を行っています。希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

●早朝保育（午前7時～8時）

・「２　学童クラブ一覧 ③夜間保育を実施している学童クラブ」では、学校長期休業期間に早朝保育を実施しています。希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

●学校休業日

・午前8時15分（一部の学童クラブは午前8時）からの利用が可能です。希望する場合は、入会決定後に別途申請が必要です。

育成料

・育成料　　月4,000円（ただし、当分の間2,000円）

・育成料には、減額・免除の規定があります。

①きょうだいが入会している場合	2人目から半額に減額
②生活保護世帯	免除
③前年度の住民税が非課税の世帯	免除
④利用する年度における就学援助受給者	免除

・早朝・夜間延長保育に関する育成料　月3,000円（減額・免除の規定はありません）

おやつ代

・月額1,500円の実費負担。

・区内在住の方は、おやつ代免除の規定があります。（育成料の上記表②③④に該当の方）

夕食代

・1回500円。「２　学童クラブ一覧 ③夜間保育を実施している学童クラブ」では、夕食提供を行っています。

休会日

・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

2　学童クラブ一覧

①児童館併設学童クラブ

児童館に併設されていて遊ぶ環境が整っています。各種の行事、体操や工作などのクラブに参加することもできます。

名称 ※申請書の希望欄には網掛名称を記入してください。	所在地/電話	受入児童数	保育時間				保育時間詳細	おやつ	夕食
			早朝	基本	夕方	夜			
西神田学童クラブ (区立西神田児童センター)	西神田2-6-2 西神田コスモス館 3F /5215-9062	60人 程度					**＊基本保育** ・放課後～17時 ・土曜9時～17時 ・学校休業日 8時15分～17時 **＊夕方保育（月～金）** ・17時～19時		
神田学童クラブ (区立神田児童館)	外神田3-4-7 昌平童夢館 5F /3253-6021	60人 程度							
四番町学童クラブ (区立四番町児童館)	四番町5-8 /3234-3084	60人 程度							
一番町学童クラブ (区立一番町児童館)	一番町10 /3230-0867	60人 程度							
富士見わんぱくひろば 学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)	富士見1-10-3 富士見みらい館 5F /3263-1185	70人 程度		○	○		**＊基本保育** ・放課後～17時 ・土曜8時～17時 ・学校休業日 8時～17時 **＊夕方保育** ・17時～19時	○	
富士見わんぱくひろば 第２学童クラブ (富士見わんぱくひろば内)		30人 程度							
いずみ学童クラブ1 (いずみこどもプラザ内)	神田和泉町1 ちよだパーク サイドプラザ 6F /3865-1462	35人 程度					**＊基本保育** ・放課後～17時 ・土曜8時15分～17時 ・学校休業日 8時15分～17時 **＊夕方保育** ・17時～19時		
いずみ学童クラブ2 (いずみこどもプラザ内)		55人 程度							

②学校内に設置されている学童クラブ

学校内に設置されているため学童クラブへの移動が容易です。設置されている小学校に通っている児童のみ入会することができます。各学童クラブが工夫して行事やクラブを催しています。

名称 ※申請書の希望欄には網掛名称を記入してください。	所在地/電話	受入児童数	保育時間				保育時間詳細	おやつ	夕食
			早朝	基本	夕方	夜			
アフタースクール こうじ町 (麹町小学校内)	麹町2-8 /3556-9700	60人 程度							
アフタースクール 番町 (番町小学校内)	六番町8 /5213-3506	40人 程度							
アフタースクール 番町第二 (番町小学校内)		40人 程度					**＊基本保育** ・放課後～17時 ・土曜8時15分～17時 ・学校休業日 8時15分～17時 **＊夕方保育** ・17時～19時		
九段小学校 アフタースクール (九段小学校内)	三番町16 /3263-0591	60人 程度		○	○			○	
(仮称)お茶の水小学校内 学童クラブ (お茶の水小学校内)	猿楽町1-1-1 /5282-3166	60人 程度							
アフタースクール さくら (千代田小学校内)	神田司町2-16 /5207-5800	70人 程度							
アフタースクール さくら第二 (千代田小学校内)		50人 程度							

③夜間延長保育を実施している学童クラブ

午後９時までの夜間延長保育を実施しています。各学童クラブが工夫して行事やクラブを催しています。

名称 ※申請書の希望欄には網掛名称を記入してください。	所在地/電話	受入児童数	保育時間				保育時間詳細	おやつ	夕食
			早朝	基本	夕方	夜			
麹町こどもクラブ	麹町3-2-3 エヌワンビル 2・3F /6261-0457	40人 程度	○	○	○	○	**＊基本保育** ・放課後～17時 ・土曜8時～17時 ・学校休業日8時～17時 **＊早朝保育** **学校長期休業期間のみ** ・7時～8時 **＊夕方保育** ・17時～19時 **＊夜間保育** ・19時～21時	○	○
ポピンズアフタースクール一番町	一番町10-8 ウエストビル 2F /5275-2171	50人 程度							
二番町こどもクラブ	二番町2-1 二番町TSビル 4F /3221-0012	70人 程度							
グローバルキッズ 飯田橋学童クラブ1	富士見2-14-36 富士見ウエスト 4F /3556-3331	50人 程度							
グローバルキッズ 飯田橋学童クラブ2	富士見2-14-36 富士見ウエスト 4F /3556-3331	50人 程度							
(仮称)キッズクラブ神田	内神田1-10-9 MⅡビル 1F /3233-3677	50人 程度							
(仮称) 神田地区私立学童クラブ	事業者選定中	未定							

西神田児童センター

開設：昭和４７年５月２日（平成 11 年 11 月 15 日移転）
設置経営主体：千代田区

神保町の古書店街に近く、また近隣に大学が点在する学生街の一角で、道路を挟んで、西神田公園があり、環境的にも、恵まれています。旧西神田小学校跡地に立地し、児童センターと併設の学童クラブです。

学年を越えて関わる集団遊びを体験する小学生タイムや体操・卓球などのクラブを実施しています。

図工や陶芸、茶道等の体験活動も豊富です。地域やボランティアさんと交流できる様々な行事も子どもの豊かな育ちを支えます。

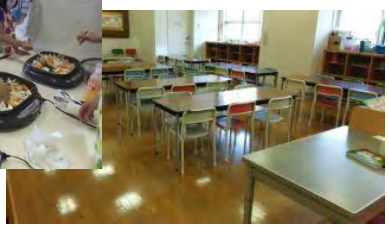

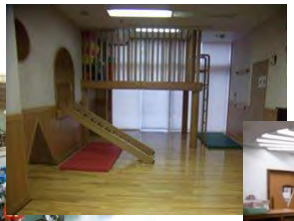

学童クラブの生活

下校後、宿題・おやつ等学童クラブの生活だけでなく、児童センターの各部屋活動に自由に参加できます。また、遠足や誕生会、お楽しみ会等楽しい行事も盛りだくさんです。

児童館併設の学童クラブならではの良さを生かし、乳幼児期から１８歳までの利用者、ＯＢや大学生のボランティア、地域の皆さん等いろいろな世代の方々と関わることができます。広い体育室・ロフトが楽しいプレイルーム・一輪車のできる屋外遊戯場・たっぷり製作ができる図工室・中高生のバンド練習にも使える音楽室等、広々と充実した施設の利用ができます。児童館と学童クラブ、それぞれの専任指導員が連携して、一人一人の子どもたちを多方面から援助します。小学生タイムを実施し、学年を越えたあそびの経験を大切にします。安全・安心を第一に、地域（運営協議会・町会・民生児童委員・青少年委員・更生保護女性会・安全安心見守り隊等）との連携により、子どもたちを安全に見守ります。保護者の方が、子育てと仕事を安心して両立できるよう支援します。必要に応じて、様々な機関と連携しています。

交通　ＪＲ水道橋駅徒歩５分
半蔵門線　都営三田線　都営新宿線神保町駅Ａ２・３・４出口より徒歩７分

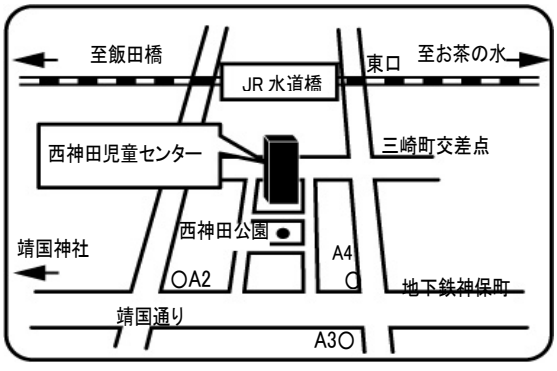

神田学童クラブ

開設：昭和４７年９月１日
設置経営主体：千代田区

神田学童クラブは、複合施設「昌平童夢館」（昌平小学校、昌平幼稚園、昌平保育園、まちかど図書館、神田児童館）５F の、「神田児童館」に併設されています。平成８年１０月２日、現在の、活気あふれる街秋葉原に移転開設しました。公園に隣接しており、遊び場にも恵まれています。
「昌平童夢館」を核とした地域活動も活発で、地域の温かい目に見守られている学童クラブです。

＜学校と直結！安全・安心です！＞

昌平小学校に在籍するお子さんは、放課後、同じ建物内の 5F に移動すれば学童クラブです。毎日、安心して通うことができます。学校と連携して、子どもたちを見守ります。

＜お子さんに合った居場所がきっと見つかります！＞

「ただいま！」と帰ってくる学童クラブは、子どもたちにとって、放課後のお家。安心してくつろげる場所であることが大切です。様々なプログラムの中から、それぞれに合った過ごし方を見つけられます。

★「放課後子ども教室」にも参加！屋上校庭でのびのび遊べます！★
放課後の子どもたちの居場所の一つとして、小学校において実施されている「放課後子ども教室」（学び・遊び・体験の各活動）にも参加が可能。広い屋上校庭で、毎日、のびのび遊べます。

★児童館の各種プログラムに参加！様々な体験ができます！★
遊戯室・図工室など、児童館の各部屋で、自由に遊べます。体操・図工・卓球・音楽などのクラブ活動、ゲーム会や児童館まつりなどのイベントにも参加できます。

＜多方面からの見守りで子どもたちの豊かな育ちを支えます！＞

児童館や、「放課後子ども教室」のスタッフとも連携し、様々な場面で、多方面から子どもたちを見守ります。
また、児童館には、乳幼児から中高生、保護者まで、毎日多くの方が来館します。学童クラブに入っていない学校のお友達とも自由に遊べます。このような、様々な世代の地域の人々とのかかわりを通じ、子どもたちの豊かな育ちを支えます。

＜保護者の皆さんの子育て・就労を応援！＞

保護者の皆さんに安心して働いていただけるよう、連絡を密にし、子育ての悩みなど共有しながら、手を取り合ってお子さんの成長を見守ります。

＜主な行事予定＞

☆お楽しみおやつデー　☆お楽しみ会　☆お誕生日のお祝い
　☆バス遠足　☆お昼づくりやおやつづくり
☆保護者会　☆個人面談　など
　＊＊この他にも、児童館の各種行事に参加します。＊＊

＊ＪＲ秋葉原駅　電気街口より１０分　＊ＪＲ御茶ノ水駅　聖橋口より１２分
＊地下鉄銀座線末広町駅　３番出口より５分
＊地下鉄千代田線湯島駅　６番出口より７分
＊地下鉄新宿線小川町駅　Ａ３番出口より１２分

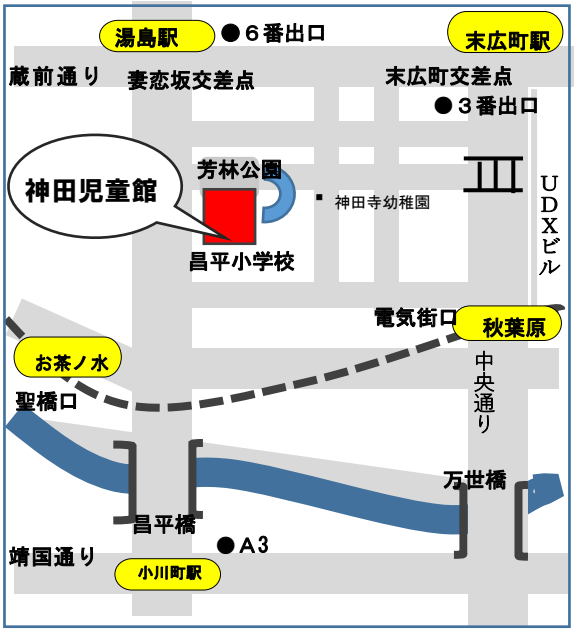

四番町学童クラブ

昭和 55 年 12 月 15 日開設　設置運営主体：千代田区

四番町学童クラブは、老朽化による施設の建て替えのため、新庁舎開設までの期間、仮庁舎に移転中です。現在の仮庁舎は、四番町児童館・保育園の合同庁舎で、学童クラブは、児童館内に併設されています。１階ワンフロアの、明るく利用しやすい施設です。

児童館併設ならでは！　様々な体験ができます！！

★*色々な遊びに挑戦！*

遊戯室でドッジボールや鬼ごっこなど身体を思い切り使って遊んだり、集会室で本を読んだり、思い思いの工作を楽しんだり…学校や地域のお友だちと一緒に、自由に楽しく遊べます。

★*クラブ活動に参加！*

卓球、工作、ジャズダンスなど、継続的なクラブ活動に参加して、卓球大会やジャズダンスの発表会など様々な体験をすることができます。

★*楽しい行事に参加！*

「じどうかんまつり」のスタッフになってお店屋さん体験をしたり、「観劇会」や「ゲーム会」、様々な行事に参加することができます。

★児童館に訪れる、乳幼児親子から中高生、地域の皆さん、様々な方々とのふれあいが、子どもたちの育ちを豊かにします。学校や関係諸機関ともしっかり連携、安心です。

学童クラブの行事予定

◇毎月の誕生会
◇季節のお楽しみ会
◇春・夏のバス遠足
◇夏休みのお昼づくり
◇保護者会
◇個人面談　など

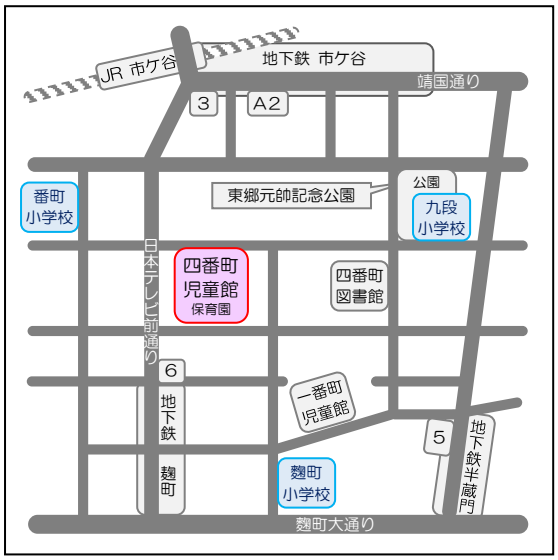

ほっとできる居場所

★子どもたちの「放課後のお家」をゆったり心地よく整えます。

★泣いたり笑ったり、けんかをしたり…子どもたちの生活の場では色々なことが起こります。児童館のスタッフと連携し、多方面から子どもたちの育ちを支えます。

保護者の就労・子育てを応援

★保護者の皆さんが安心して働けるよう、連絡を密にし、子育ての悩みなども共有しながら、共にお子さんの成長を見守ります。

ＪＲ総武線・有楽町・南北線・都営新宿線市ヶ谷駅より５分　有楽町線麹町駅より５分　半蔵門線半蔵門駅より１０分

開設：昭和５７年１１月１日
設置経営主体：千代田区

◆児童館の施設で自由に遊ぶことができます◆

一番町学童クラブは一番町児童館内の３階に併設されています。児童館は地下１階から地上３階の４フロアに分かれ、学童クラブ児童も自由に児童館内の利用ができます。児童館には、バスケットやバトミントン等ができる広い体育室をはじめ、図工室・図書室・音楽室・卓球室等があり、子どもたちの様々な遊びや活動が行える環境・設備が揃っています。各フロアには専任の職員が配置され、児童の安全を確保するとともに子どもたちに健全な遊びを提供しています。

◆たくさんのお友達と交流し、いろいろな活動に参加できます◆

児童館併設の学童クラブの利点を活かし、学童クラブに在籍する児童だけでなく児童館を利用する小学生や幼児・中学生・高校生と年齢・学年を超えた交流ができます。又、児童館が実施する行事やクラブ活動（体操・図工・音楽・卓球等）への参加もできます。児童館では保護者を対象とする様々な親子事業を行っており、子どもだけでなく親子で児童館を利用することができます。区立児童館では千代田区が実施する各種子育て支援サービスや区民向け事業との連携や情報提供を行っており、区民サービスを身近に感じることができます。

◆一番町学童クラブの主な行事予定◆

４月　入学進級お祝い会　　保護者会
５月　★こどもの日行事
６月　個人面談
７月　★観劇会　　夏休みお昼作り
８月　バス遠足　　夏休みお昼作り
１２月　★じどうかんまつり
１月　保護者会
２月　★異世代・地域交流会
３月　お別れバス遠足

☆他に毎月、誕生会を行います。
★児童館行事にも参加できます。
〇避難訓練も毎月実施予定です。

◆周辺および地域◆

所在地はオフィスビルや学校等に囲まれ付近にはマンションや住宅が多いことから多くの区民の方が暮らす地域です。

- 麹町小学校から徒歩３分
- 番町小学校から徒歩１０分～１５分
- 半蔵線半蔵門駅５番出口徒歩５分
- 有楽町線麹町駅徒歩５分

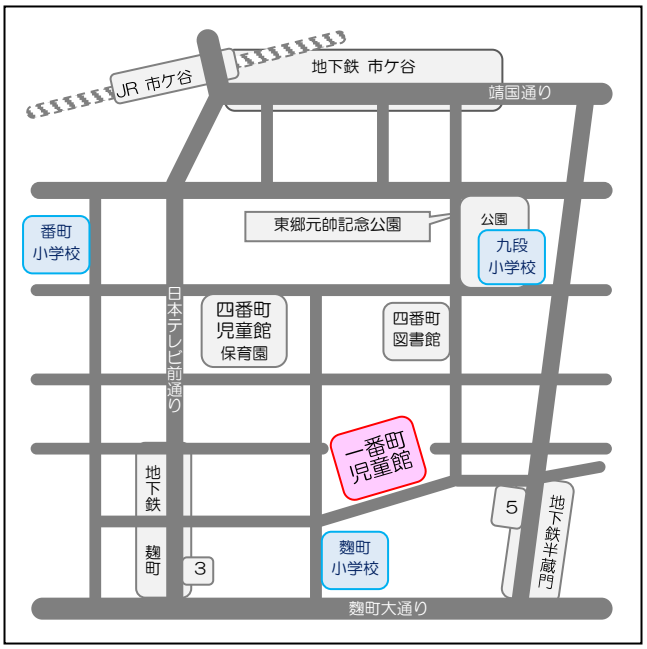

富士見わんぱくひろば 学童クラブ ～学童クラブ概要～

【富士見わんぱくひろば 学童クラブの特徴】

学校から下校し、ホッと一息つけるようなアットホームな雰囲気を大切にし、その中でのびのびとお子様が過ごせる環境作りに配慮しながら日々運営しております。また、お子様の「これ、やってみたい！」という好奇心を尊重し、職員とお子様が一体となって活動できるような学童クラブを目指しています。

【主な行事・活動】

毎月の行事としてお誕生日会を行い、集団活動を通じた自己表現や一体感を経験する機会を保障しています。長期休業である夏休みには、ランチ作りや遠足などの他、特別イベントとして学童クラブ芝生テラスでのバーベキューや館外でのナイトハイクなど 1 年を通じて季節感を重視した取り組みで、充実した時間を過ごせる行事を実施しています。

～平成 29 年度実施した主な行事～

4月	入学・進級おめでとう会
6月	親子スポーツ大会
7月	ナイトハイク＆バーベキュー大会
8月	ランチ作り ・ 遠足 ・学童フェス
11 月	やきいも会
12 月	年末お楽しみ会
1月	新年会
3月	思い出パーティー
【毎月】	誕生日会 ・ 避難訓練

保護者会は年度内に三回行なっています

【児童館及び周辺地域の環境】

当学童クラブは富士見みらい館内の児童館に併設されており、創作活動・読書・運動と幅広い 活動内容でお子さまの育成を促します。また、学童クラブのお子様も児童館プログラムへ自由に参加することが可能で、ダンスクラブや書道教室などが人気です。敷地内には富士見小学校が隣接しており、小学校から学童クラブへは安全に移動することができます。また小学校での放課後子ども教室とも連携し、安全な放課後の時間を保証しています。

【学童クラブ体制について】

平成 26 年度より富士見わんぱくひろば学童クラブは、従来の第 1 学童クラブ（定員 70 名）に新設した第 2 学童クラブ（定員 30 名）を加え、定員 100 名程度の学童として一体運営を行っています。

富士見わんぱくひろば　学童クラブ ～所在地～

住所 ： 千代田区富士見1－10－3
富士見みらい館　5階
TEL ： 03－3263－1185

＊交通案内＊

◇JR・東京メトロ・都営大江戸線
飯田橋駅　　徒歩8分
◇東京メトロ・都営新宿線
九段下駅　　徒歩6分

開設 ： 平成 22 年　4 月 1 日
経営主体 ： ㈱ポピンズ

いずみ学童クラブ

開設：平成 17 年4月１日　　経営主体：㈱日本デイケアセンター

～特徴～

☆ちよだパークサイドプラザ（小学校･こども園･図書館等が併設された複合施設）の６階にある「いずみこどもプラザ(児童館)」内にあります。

☆クラブ室は３部屋あり、入会時に１室･２室･２室拡張室にクラス分けをして少人数(各部屋３０人前後)での保育を実施しています。おやつや帰りの会等の時間以外は、学童室内はもちろん児童館内も自由に行き来でき、たくさんのお友達と遊ぶことができます。

☆児童館併設という利点を活かし、ロビーでは工作･読書･ボードゲームなど、ホールでは卓球やボール遊び･縄跳び･けん玉などなど、子どもたちが様々な活動を行えるようになっています。

☆子どもたちに「楽しかった!!また明日!!」と言って帰ってもらえるような、活き活きと安心できるアットホームな学童クラブを目指しています。

～主な行事予定～　※児童館行事含

学童クラブ行事だけではなく、児童館行事にも参加でき、大きなイベントでは“子ども実行委員”をたてて子どもたちの積極性や感性を活かし、一緒に行事を作り上げていくことで達成感を味わうことができ自信につながっています!!

♪学童行事♪

- お誕生会（毎月実施）
- 遠足（年２回：児童遠足･親子遠足）
- クリスマス会
- 手作りおやつ(不定期)
- 保護者会&交流会（年2～3回）
- 個人面談（年２回）

☆児童館行事☆

４月：新１年生歓迎会
６月：あそびフェスタ
　　（ニュースポーツや昔遊び体験）
12 月：ゲーム村
毎月実施：
　・工作会・ゲーム会・お料理会
　・プラザ探検隊(館外活動)
クラブ活動：
　・卓球クラブ・ジャズダンスクラブ

～地域等周辺環境～

・秋葉原駅に近く、オフィスビルに囲まれながらも下町の雰囲気があり、神田祭で賑わう地域です。
・当ビル横には和泉公園があり、和泉小学校校庭や公園へ遊びに行くことができます。

～その他～

地域のお祭りや子ども縁日等への参加をさせていただいたり、当施設の行事にも地域の方々のご協力をいただき交流を深めています。また、小学校の先生方と子どもたちに関する情報交換なども行っており、ご家庭・小学校・学童クラブの三者連携を大切にして子どもたちの成長を見守っていきます。

住所：千代田区神田和泉町1
ちよだパークサイドプラザ6階
TEL：03-3865-1462

～交通案内～

JR 秋葉原駅昭和通り口より徒歩 7 分
都営新宿線岩本町駅より徒歩 10 分
地下鉄日比谷線秋葉原駅出口1より徒歩 5 分

アフタースクールこうじ町

アフタースクールこうじ町は、

〇麹町小学校と同じ建物にあるので、下校後は戸外に出ることがなく安心して通うことができます。

〇保育中は小学校の校庭や体育館などを利用して、広々とした環境のもと、思いっきり身体を動かして走ったり、サッカーや野球などのボール遊びができるのもアフタースクールこうじ町の特徴です。

〇放課後子ども教室（学び・遊び・体験）に参加しているお友だちとも一緒に遊ぶことができます。

〇小学校の先生方とも密接に連絡を取りあい、子どもたち一人ひとりの成長を大切に見守りながら保育にあたっています。

◆行事・プログラム◆

☆毎月の行事☆

〇誕生月の子を全員でお祝いする『お誕生会』

〇手作りおもちゃや家族プレゼントをつくる『作って遊ぼう』

〇みんなで一緒にゲームや集団遊びを楽しむ『みんなで遊ぼう』

☆月行事以外の主な季節行事☆

〇入学進級おめでとう会〇七夕〇遠足〇夏休みさよなら祭り〇節分

〇ハロウィンパーティー〇クリスマス会〇記念品作り〇お楽しみ会など季節に応じたプログラムも大切に考えています。

アフターで過ごす時間が長い夏休み中などは子どもたちが楽しめるよう毎日のように盛りだくさんのイベントを企画しています。

毎年恒例の『夏休みさよなら祭り』は、子ども達と保護者の皆様で協力して、麹町地区の子ども達、小学校の先生、地域の皆様をお呼びして盛大に行われます。

◆その他◆

〇保護者会や個人面談等を通じ、保護者の皆さまのご意見・ご要望を積極的にお伺いしながら　運営していきたいと考えております。

〇区内の有職者に第三者委員をお願いし、公正公平な立場からご意見を承りながら質の高い保育サービスを目指しています。

周辺はオフィス街、住宅街で静かな環境にあります。

半蔵門線半蔵門駅徒歩３分

有楽町線麹町駅徒歩５分

◇アフタースクール開設：平成１５年４月１日

◇設置経営主体：社会福祉法人共生会
昭和２１年事業開始，昭和３４年法人認可
特別養護老人ホーム，夜間保育所，学童保育クラブ，
児童養護施設，母子生活支援施設等１１施設を運営

アフタースクール番町・番町第二

１．アフタースクール番町・番町第二の特徴

番町小学校内Ｂ１Ｆにあるため戸外に出ることなく、いつでも安全に通うことができます。登所後は室内遊びの他にも校庭や体育館を使用することができるので、サッカーや一輪車などで思いきり体を動かすことができます。放課後子ども教室に参加しているお友だちとも遊ぶことができます。また、小学校内ということもあり、先生方と密接に連携をとりながら保育にあたっています。アフタースクール番町・番町第二は保育室が隣同士に設けられているので、お互いの保育室を行き来して友達と一緒に遊んだり、おもちゃの共有も可能です。

保護者会も年に数回設けています。保護者の皆様のご意見を参考に、より良い運営を目指しています。

２　主な行事・活動内容

月行事として「お誕生日会」、楽しいおもちゃや素敵なプレゼントを作る「作ってあそぼう」などがあり様々な体験ができます。他にも遠足や季節ごとの行事を企画して、子どもたちが楽しく通えるように工夫しています。

主な年間行事

４月	入学・進級おめでとう会
７月	七夕会
８月	アフター縁日
１０月	ハロウィンパーティー
１２月	お楽しみ会
３月	お別れ遠足

３．その他

・区内の有識者に第三者委員をお願いし、公正公平な立場からのご意見を承りながら質の高い保育サービスを目指しています。

開設：平成１７年４月１日（番町）
平成２２年４月１日（番町第二）
設置経営主体：社会福祉法人共生会
（昭和２１年事業開始，昭和３４年法人認可）
児童養護施設、特別養護老人ホーム，母子生活支援施設
夜間保育所，学童保育クラブ等１１施設を運営

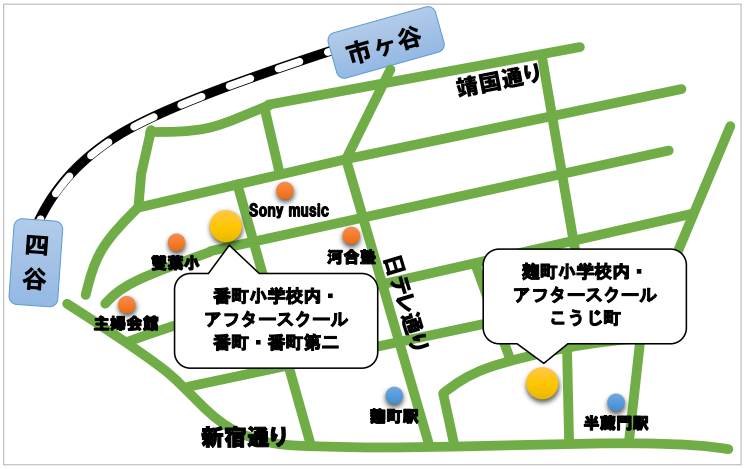

JR・市ヶ谷駅徒歩７分,四ツ谷駅５分
有楽町線・麹町駅７分
半蔵門線・半蔵門駅徒歩１０分

九段小学校アフタースクール

ア フ タ ー ス ク ー ル の 特 徴

経営主体：
放課後 NPO アフタースクール

★学校内にある施設

今年度９月から、改築を終えた市ヶ谷の新校舎１階の育成室で活動しています。放課後、教室からそのまま来所し、学校内の施設で活動することができます。学校と連携して子どもたちを見守っていきます。

★放課後子ども教室との交流

放課後子ども教室と連携して、一緒にプログラムを企画・運営しています。放課後子ども教室に参加している子どもたちと一緒に、校庭や体育館で遊ぶことができます。

★年間行事とプログラム

年間の行事に加え、運動・工作・学びなど様々な分野のプログラムを企画しています。
(年間の行事…お誕生会、季節の工作、夏休みのお出かけ、クリスマス会など)

本物と一流に触れるプログラム

地域にいらっしゃる専門家、プロの方に「市民先生」として来ていただき、子どもたちが夢中になれる多様な体験の機会を提供しています。
また、子どもたちのリクエストからやりたいこと・願いを叶えられるような企画を実施しています。

おやつを食べたり勉強したりします

SP プログラムの様子
大きな墨絵をしました★

大学生のお姉さんに絵を教えてもらっています♪

夏休みは学校の施設内で夏祭りを実施しました♪

定期で行われるスポーツプログラム

【平成 27 年９月１日開設】
※30 年度９月に仮校舎から引越しました。

住所：千代田区三番町 16 九段小学校１階
九段小学校アフタースクール

最寄：JR 総武・中央線、メトロ各線
「市ヶ谷駅」徒歩５分

(仮称)お茶の水小学校内学童クラブ

平成 31 年４月　区立お茶の水小学校内の学童クラブの運営事業者が代わります。

平成 31 年　夏休み　区立お茶の水小学校の建替えに伴い、旧九段中学校跡の仮校舎へ移転します。

詳しくは、運営事業者が決まり次第お知らせします。

平成 31 年４月　千代田区神田猿楽町１－１－１　お茶の水小学校内

平成 31 年９月　千代田区富士見１－１－６　お茶の水小学校仮校舎内

【問い合わせ先】

千代田区神田司町２－16

子ども部 児童・家庭支援センター 子育て事業係

電話 03-5298-2424

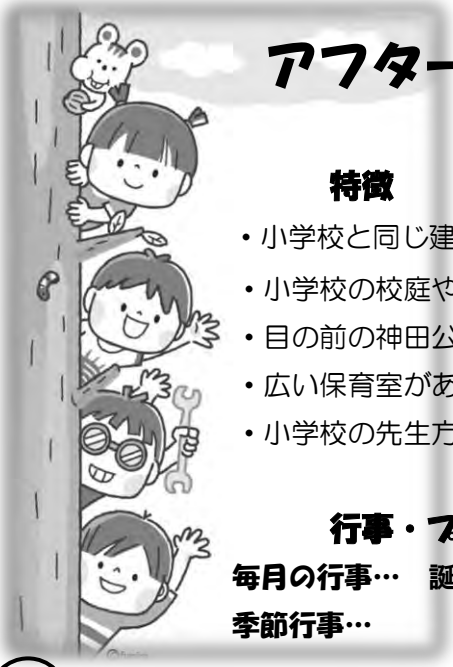

アフタースクールさくら・さくら第二

特徴

・小学校と同じ建物にある為，安心です。雨の日も戸外に出ることなく通えます。
・小学校の校庭や体育館などで,思いっきり身体を動かすことができます。
・目の前の神田公園には砂場や水場，遊具があり，子どもたちに大人気です。
・広い保育室があり雨の日も色々な遊びができます。
・小学校の先生方と密接に連絡を取りあいながら保育にあたっています。

行事・プログラム

毎月の行事…　誕生会，工作

季節行事…

さくら運動会は保護者の方に来て頂き、子どもたちの様子を見ることができます。

春 入学進級おめでとう会，ウォークラリー

夏 七夕，映画会，お化け屋敷，水遊び，科学工作，さくらまつり

秋 さくら運動会，ハロウィンパーティー

冬 クリスマス会，節分，バレンタインデー，記念品作り，お別れ遠足，卒業を祝う会

安心、安全を心がけたサービス

- 保護者会，親子で参加する行事等を通じ，保護者の皆さまのご意見・ご要望を積極的にお伺いしながら運営していきたいと考えております。
- 区内の有職者に第三者委員をお願いし，公正公平な立場からご意見を承りながら質の高い保育サービスを目指しています。

オフィス街，商店街ですが公園に隣接し静かな環境です

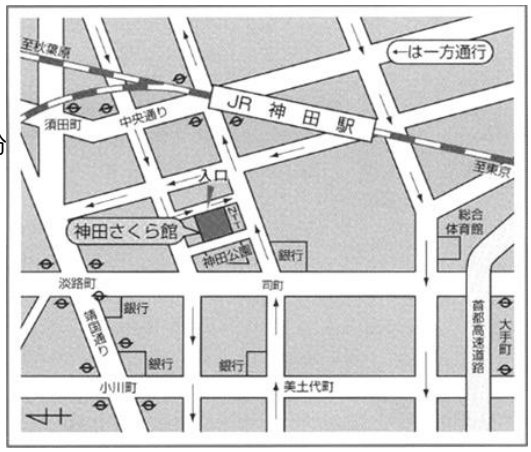

◇交通・・・ＪＲ・銀座線神田駅徒歩５分，丸の内線淡路町駅徒歩４分

◇アフタースクール開設：平成１４年４月１日

◇設置経営主体

社会福祉法人共生会（昭和２１年事業開始，昭和３４年法人認可）。
特別養護老人ホーム，夜間保育所，学童保育クラブ，
児童養護施設，母子生活支援施設等１１施設を運営

麹町こどもクラブ

（株）日本保育サービスは、「子どもたちの笑顔のために...」を運営理念とし、子どもたちの安心と安全を第一に考え、利用児童の想い出に残る事業展開を目指しております。

麹町こどもクラブでは、1 年生から 6 年生まで幅広い年齢の児童が通っています。年齢の違う子ども同士が関わりを持つことを利点として、学年を超えた縦のつながりを深め、相手を思いやる心が育つような育成をおこなっていきます。

施設の特色

◎最長 21：00 までの延長保育を実施しています。（申請者のみ）
◎長期休業中は 7：00 からの早朝保育を実施しています。（申請者のみ）
◎長期休業中は麹町小学校の校庭に遊びに行きます。
◎長期休業中は地域の弁当屋に昼食を発注しています。（希望者のみ）
◎夜間保育時間には夕食もご用意しております。いずれも、お子様の健康面に配慮したものを提供しています。

行事・プログラム

◎毎月の行事…誕生日会、映画会、工作会、季節の壁面工作。
◎体操講師による「体操プログラム」を実施します。室内でも身体を動かせるプログラムを考え、子ども達が汗を流す時間を設けます。
◎ＮＰＯ法人「ＣＡＮＶＡＳ」によるイベントを実施します。普段の生活ではできないような工作を通して創造力を磨きます。
◎職員や子ども達による手作りおやつなど食育を実施します。
◎（株）日本保育サービスが運営する「二番町こどもクラブ」「アスク二番町保育園」が徒歩５分程度の場所に位置しており、季節行事などで合同交流行事を実施します。
◎年２回の漢字検定を実施しています。合格に向けてサポートします。

年間行事予定

4月： レクリエーション	5月： ゲーム大会	8月： クッキング	9月： 遠足
10月： ハロウィン	12月： クリスマス会	1月： お正月遊び	3月： お別れ会

【麹町こどもクラブ】　平成 30 年 4 月 1 日開設

住所：　千代田区麹町 3-2-3　エヌワンビル 2 階･3 階

TEL：　03-6261-0457

交通案内：東京メトロ有楽町線　麹町駅　徒歩 3 分
東京メトロ半蔵門線　半蔵門駅　徒歩 4 分
（設置運営主体：（株）日本保育サービス）

ポピンズアフタースクール 一番町

施設の特色

兄弟姉妹ご一緒の送迎、乳幼児との異年齢交流

同ビル内にポピンズナーサリースクール一番町（認可保育園）、施設内に乳幼児いっとき預かり保育を併設しており、兄弟姉妹ご一緒に送迎を行うことが出来ます。
また、乳幼児との様々な異年齢交流活動を実施しております。（仮装パレード、年末お楽しみ会など）

特別延長保育（夜間・早朝）、夕食提供の実施

19 時～21 時までの夜間保育や夕食提供（希望制）を実施しており、保護者の方が遅くなる場合も安心してお仕事が行えるよう支援いたします。更に、学校休業日（振替休日や長期休暇）には７時からの早朝保育も行っております。

年間行事・プログラム活動

年間を通し、様々な行事を行っております。（右記参照）
また、毎月お誕生日会や避難訓練を実施しております。
定期的にプログラム活動も行っております。

☆ 学習タイム …お子さま達が自主的に学習を行えるよう支援いたします。

☆ダンスクラブ…ヒップホップダンスの講師による本格的レッスンを行っております。

☆運動あそび …周辺の公園（東郷公園など）や一番町児童館を利用させていただいています。

４月　入学進級おめでとう会
５月　保護者会
７月　保護者会、スイカ割り、おばけ屋敷
８月　昼食作り、縁日
10 月　仮装パレード
11 月　ミニスポーツ大会
12 月　保護者会、年末お楽しみ会
１月　新年おめでとう会
３月　個人面談、思い出遠足

（30 年度の主な活動内容です。３１年度は変更になる可能性もございます。）

その他

日頃のおやつはお子さまの健康面に配慮したものを提供しております。
夏休みには昼食作り、お誕生日会にはリクエストおやつ、クッキングでおやつ作りを行い、食に興味を持ちながら「楽しく、美味しく」を目標に、食育活動も展開しております。

住所：千代田区一番町 10-8
一番町ウエストビル２階
TEL：03-5275−2171

◆交通案内◆
東京メトロ有楽町線
麹町駅 A３番出口 徒歩５分
東京メトロ半蔵門線
半蔵門駅５番出口 徒歩４分

開設：平成 25 年 12 月１日
経営主体：㈱ポピンズ

二番町こどもクラブ

1.特徴（独自のサービス事業）

（1）施設面の特徴

・最長 21:00 までの延長保育実施（夕食提供あり）

・長期休業については、7:00 からの早朝保育実施

・㈱日本保育サービスが運営する「アスク二番町保育園」と同棟にあり、季節行事などで保育園児と交流。

（2）行事・プログラムの主なもの

・季節行事（夏祭りは保育園との合同行事）・誕生日会・遠足（夏・春）・漢字検定・茶道教室

（3）地域等周辺環境

・長期休業期間は近所の公園に遊びに行きます。ハロウィンイベントでは地域の方と交流します。

（4）その他・アピール

・夕食は当社の調理師が担当します。安心・安全でおいしい食事を提供できるよう、より良い食物でより良い食事を提供することを心がけています。

・長期休業におきましては地域の弁当屋に昼食を発注しております。（希望者のみ）

・NPO法人「CANVAS」によるイベントの実施

・学習の習慣を身に付ける「こくごの時間」を実施し、学習をサポートします。

2.開設：平成 22 年 4 月 1 日

3.設置経営主体：（株）日本保育サービス

4.交通案内：東京メトロ有楽町線　麹町より徒歩 3 分

：東京メトロ半蔵門線　半蔵門より徒歩 7 分

年間行事予定　（※毎月：誕生日会）

4 月	レクリエーション	**6 月**	工作	**7 月**	夏祭り（保育園合同）・クッキング
8 月	遠足	**10 月**	ハロウィン	**12 月**	クリスマス会
1 月	書き初め	**2 月**	クッキング	**3 月**	遠足

グローバルキッズ　GlobalKids

飯田橋学童クラブ

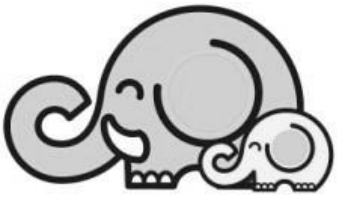

㈱グローバルキッズは、『子ども達の未来のために』を理念に掲げ、都内を中心に学童・児童館と保育園を運営する会社です。

子どもを中心とした活動を大切にし、信頼関係を築きながら、毎日来たいと思える放課後の楽しい場所を目指しています。遊びだけでなく、他学年との交流や子ども主体のプログラム等を通して、ルールを守ることの大切さ、思いやりや感謝の心といった、社会における『生きる力』を育んでいきます。

また『生活の場』と『遊びの場』を兼ね備えた【居心地のいい場所】を提供し、学校でも家庭でもない“第三の居場所”として、子ども達が元気でたくましく情操豊かに育っていくよう支援します。

★様々なプログラム

１か月の中にゲーム大会、工作週間、運動あそびや科学あそびなど、様々な体験ができるよう企画しています。

★きれいな施設

子ども達が落ち着いて遊べる育成室と、元気に体を動かせるホールがあります。

ドッジボールなど、おもいきり体を動かして遊べるホールが人気です。

★ダンス・英語

ダンスは専門の講師、英語はネイティブ講師と一緒に本格的に学ぶことができます。

★保育園との交流

同じ敷地内には弊社が運営する認可保育園『グローバルキッズ飯田橋園』と認定こども園『グローバルキッズ飯田橋こども園』があります。秋には３園合同の秋祭りの開催、イベント時や夕方の時間に学童クラブへ遊びに来てもらうなど、交流を楽しんでいます。

★さまざまな年間行事

毎月のお誕生会、避難訓練をはじめ、ピクニックやハロウィン、クリスマスなどの年間行事があります。

また、おやつ作りや散歩（１日保育利用日）など生活に密着した体験もできます。

★延長保育

最長２１時まで延長保育を実施（19～21 時は有料）。夏休みなど長期休暇の平日は、朝 7 時からの保育利用（有料）やお弁当注文（事前に業者に登録し、各家庭から注文）が利用できます。

≪年間行事予定≫

４月　新入生歓迎会
５月　ピクニック
６月　映画会
７月　七夕まつり・すいかわり
８月　水遊び・お化け屋敷
10 月　ハロウィン
11 月　映画会・秋まつり
12 月　クリスマス会
１月　伝承遊び
２月　節分
３月　進級お祝い会

行事を通じて、協同性や
コミュニケーション力を育みます

（仮称）

キッズクラブ神田

キッズクラブ神田では、就労等で放課後、家に帰っても保護者がいない家庭に代わり、適切な遊びや生活の指導をおこなう場所です。アットホームな雰囲気の中で、子どもたちが友達と一緒に遊びを楽しんだり、様々な経験をすることで、豊かな心や社会性・協調性を養います。

キッズクラブ神田って？・・・

・遠足や工作、お誕生会やハロウィンパーティーなど
　楽しいプログラムをたくさん用意しています♪
・学校休業期間・土曜日保育等は、昼食の仕出し注文 OK!!
・学びの支援も充実‼　宿題も自由勉強も OK!!

【年間行事】

4月　歓迎会　お花見
5月　保護者会
6月　七夕製作・交流会等
7月　保護者会・七夕まつり・
8月　夏休み遠足・手作り昼食会・工作
9月　お月見会
10月　ハロウィンパーティー
11月　交流会等
12月　クリスマス会・大掃除
1月　正月遊び・書初め大会
2月　節分・交流会
3月　ひな祭り・お楽しみ会(進級お祝い会)

【特徴】

●特別延長保育(夜間・早朝)・夕食提供(希望制)
・19 時～21 時までの夜間保育
・7 時～8 時までの早朝保育(長期学校休業日)

●手作り昼食・手づくりおやつ
・学校休業日等には、子どもたちとメニューを考え楽しみながら作ります。(週 1 回くらい)

問い合わせ先
特定非営利活動法人　三楽
(仮称) キッズクラブ神田
所在地:千代田区内神田 1-10-9　MⅡビル 1F
TEL:03-3233-3677（平日 13 時～19 時）

(仮称)神田地区私立学童クラブ
(和泉小学校周辺)

平成 31 年４月 区立和泉小学校通学区域内に私立学童クラブを開設します。

【運営時間】

＊基本保育

放課後～17:00

土曜 8:00～17:00

学校休業日 8:00～17:00

＊早朝保育

学校長期休業期間のみ

7:00～8:00

＊夕方保育

17:00～19:00

＊夜間保育

19:00～21:00

詳しくは、設置場所、運営事業者が決まり次第お知らせします。

【問い合わせ先】

千代田区神田司町２－16

子ども部 児童・家庭支援センター 子育て事業係

電話 03-5298-2424

区内学童クラブ案内図

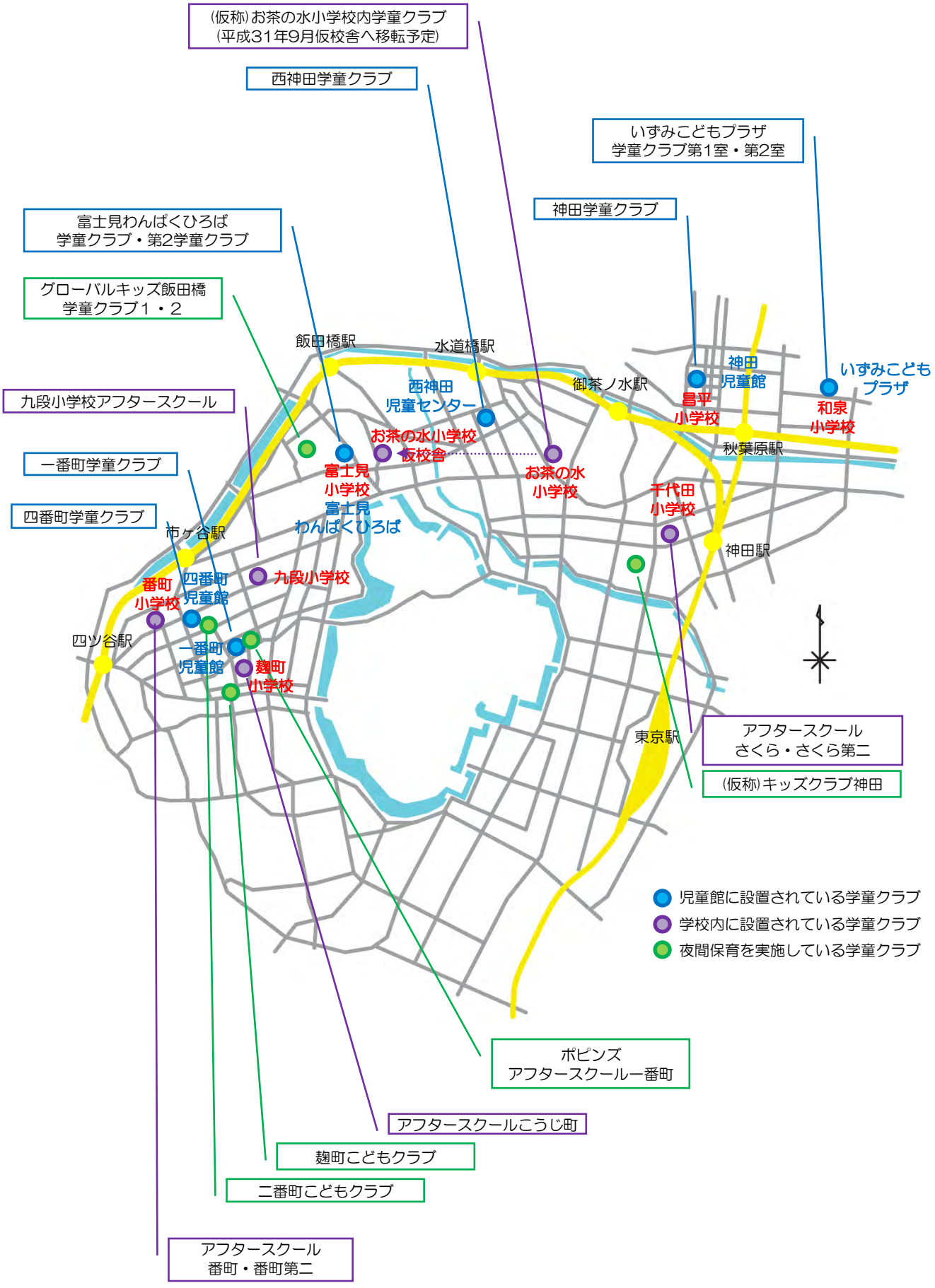
(仮称)お茶の水小学校内学童クラブ
(平成31年9月仮校舎へ移転予定)
西神田学童クラブ
いずみこどもプラザ
学童クラブ第1室・第2室
神田学童クラブ
富士見わんぱくひろば
学童クラブ・第2学童クラブ
グローバルキッズ飯田橋
学童クラブ1・2
飯田橋駅
水道橋駅
御茶ノ水駅
神田
児童館
いずみこども
プラザ
九段小学校アフタースクール
西神田
児童センター
昌平
小学校
和泉
小学校
お茶の水小学校
仮校舎
一番町学童クラブ
富士見
小学校
富士見
わんぱくひろば
お茶の水
小学校
秋葉原駅
四番町学童クラブ
千代田
小学校
市ヶ谷駅
神田駅
番町
小学校
四番町
児童館
九段小学校
四ツ谷駅
一番町
児童館
麹町
小学校
東京駅
アフタースクール
さくら・さくら第二
(仮称)キッズクラブ神田
児童館に設置されている学童クラブ
学校内に設置されている学童クラブ
夜間保育を実施している学童クラブ
ポピンズ
アフタースクール一番町
アフタースクールこうじ町
麹町こどもクラブ
二番町こどもクラブ
アフタースクール
番町・番町第二

児童・家庭支援センター案内図

〒101-0048 千代田区神田司町 2-16 神田さくら館６階

千代田区子ども部児童・家庭支援センター 子育て事業係 電話 03-5298-2424

千代田区内学童クラブ一覧表

	学童クラブ名（施設名） ※申請書の希望欄は青文字の名称で記入	受入児童数 ※1	所　在　地	電話番号
児童館併設	西神田学童クラブ(区立西神田児童センター内)	60人程度	〒101-0065 西神田2-6-2 西神田コスモス館３F	（５２１５）９０６２
	神田学童クラブ　(区立神田児童館内)	60人程度	〒101-0021 外神田3-4-7 昌平童夢館５Ｆ	（３２５３）６０２１
	四番町学童クラブ　(区立四番町児童館内)	60人程度	〒102-0081 四番町５番８	（３２３４）３０８４
	一番町学童クラブ　(区立一番町児童館内)	60人程度	〒102-0082 一番町10	（３２３０）０８６７
	富士見わんぱくひろば学童クラブ 第2学童クラブ	70人程度 30人程度	〒102-0071 富士見1-10-3 富士見みらい館5F	（３２６３）１１８５
	いずみ学童クラブ１　(いずみこどもプラザ内) 学童クラブ２　(いずみこどもプラザ内)	35人程度 55人程度	〒101-0024 神田和泉町１ ちよだパークサイドプラザ6F	（３８６５）１４６２
学校内設置	アフタースクールこうじ町　(麹町小学校内)	60人程度	〒102-0083 麹町2-8	（３５５６）９７００
	アフタースクール番町　(番町小学校内) 番町第二　(番町小学校内)	40人程度 40人程度	〒102-0085 六番町8	（５２１３）３５０６
	九段小学校アフタースクール　(九段小学校内)	60人程度	〒102-0075 三番町16	（３２６３）０５９１
	(仮称)お茶の水小学校内学童クラブ (お茶の水小学校内)	60人程度	〒101-0064 神田猿楽町1-1-1※2	（５２８２）３１６６
	アフタースクールさくら　(千代田小学校内) さくら第二(千代田小学校内)	70人程度 50人程度	〒101-0048 神田司町2-16	（５２０７）５８００
夜間延長保育実施	麹町こどもクラブ	40人程度	〒102-0083　麹町3-2-3 エヌワンビル２・3F	（６２６１）０４５７
	ポピンズアフタースクール一番町	50人程度	〒102-0082 一番町10-8 一番町ウエストビル2F	（５２７５）２１７１
	二番町こどもクラブ	70人程度	〒102-0084 二番町2-1 二番町TSビル4F	（３２２１）００１２
	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ１ 学童クラブ２	50人程度 50人程度	〒102-0071 富士見2-14-36 富士見ウエスト4F	（３５５６）３３３１
	(仮称)キッズクラブ神田	50人程度	〒102-0047 内神田1-10-9 (MⅡビル1F)※3	（３２３３）３６７７
	(仮称)神田地区私立学童クラブ	未定	未定(和泉小学校周辺)※4	未定

※1 受入児童数：学童クラブに入会可能な児童数の目安　※2 (仮称)お茶の水小学校内学童クラブ：平成31年9月から仮校舎(富士見1-1-6)に移転予定です。
※3 (仮称)キッズクラブ神田：入会申込はアフタースクールさくら内(神田司町2-16神田さくら館7階)で受け付けます。
※4 平成31年4月1日開設予定。開設が決まり次第、千代田区ホームページ等でお知らせします。

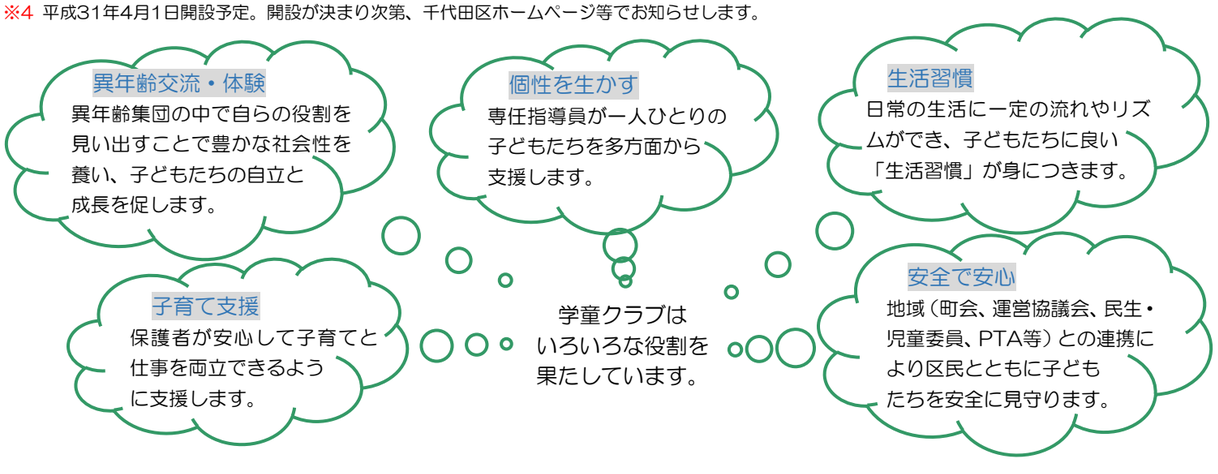

平成３１年度

千代田区学童クラブ入会のしおり

1　学童クラブとは

（1）家庭にかわる生活の拠点

○学童クラブは小学校に就学している児童を対象に、保護者が就労等の理由により放課後の子どもの世話ができない場合に、家庭にかわる生活の拠点として、お子さんを一定の時間お預かりして、適切な遊びや生活の場を提供します。
○日常の生活に安定したながれやリズムを作れるように働きかけ、子どもたち自身がより良い生活習慣を身につけるように導きます。
○学童クラブでの生活や遊びをとおして、異年齢集団の中で役割をはたせるように社会性を育て、子どもたちの自立と成長を促します。

（2）子どもたちの心身を健康に保つ、安全・安心な生活の場

○子どもたちの心身両面にわたる健康状態を把握し、日常生活の中で病気や怪我に対する予防や指導をします。
○防災訓練を通して、子どもたちに事故や災害に対する心構えや、災害発生時の行動について指導します。
○防犯訓練を通して、子どもたちが不審者等に遭遇した場合の身の処し方を学び、事件に巻き込まれないための安全指導に努めます。

（3）保護者と共に、子どもの成長を支えるパートナー

○子ども一人ひとりの様々な悩みや問題について保護者とともに考え、解決するため、個人面談を実施するとともに、随時相談に応じます。
○『連絡帳』や電話等により保護者と日常的に連絡を取り合うとともに、行事や子どもたちの様子についてお知らせするために、毎月「学童クラブだより」を発行します。
○保護者とともに子どもたちの来所、帰宅時の安全確保について指導に努めます。

2　学童クラブの特徴

（1）児童館に併設されている学童クラブ

児童館に併設されていて遊ぶ環境が整っています。各種の行事、体操や工作などのクラブに参加することもできます。

（2）学校内に設置されている学童クラブ

学校内に設置されているため学童クラブへの移動が容易です。設置されている小学校に通っている児童のみ入会することができます。各施設が工夫して行事やクラブを催しています。

（3）夜間延長保育を実施している学童クラブ

午後９時までの夜間延長保育を実施しています。各施設が工夫して行事やクラブを催しています。

３　入会できる児童

（１）区内在住の小学生

（２）区立小学校に在学する小学生

※ただし各学童クラブの受入児童数の空きが残り3人となった時は区民枠となるため、区内に在住していない児童の入所はできません。

※同居の家族その他の者が放課後等において、児童の世話ができる場合は利用できません。

４　保育日及び保育時間

〇月曜日～金曜日　下校時から午後５時まで
〇時間延長　月～金の午後７時まで
〇土曜日　午前９時から午後５時まで
＊ 夏休み等の学校休業日は午前８時１５分から実施します。
＊ 日曜日、祝日、年末・年始（１２月２９日～１月３日）はお休みです。

上記の内容は区立学童クラブの場合です。
施設により保育時間に違いがありますので、「学童クラブのご案内」にてご確認ください。

※「学童クラブのご案内」は、区ホームページ(http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/index.html)からダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合、各学童クラブにご相談ください。

５　入会期間

平成３１年４月１日～平成３２年3月３１日
＊学童クラブは、毎年度申込みが必要です。

６　費　　用

（１）育成料　　月額　４，０００円（ただし、当分の間２，０００円）
＊育成料には、減額・免除の規定があります。

対象	きょうだいが入会している場合	2人目から半額に減額
	生活保護世帯	免除
	前年度の住民税が非課税の世帯	免除
	利用する年度における就学援助受給者	免除

（２）おやつ代　月額　１，５００円
＊おやつ代には、区内在住の方に限り免除の規定があります。

対象	生活保護世帯	免除
	前年度の住民税が非課税の世帯	免除
	利用する年度における就学援助受給者	免除

（３）夜間延長保育（麹町こどもクラブ、ポピンズアフタースクール一番町、二番町こどもクラブ、グローバルキッズ飯田橋学童クラブ１・２、(仮称)キッズクラブ神田、(仮称)神田地区私立学童クラブ(和泉小学校周辺)
育成料　　月額　3,000円（減免制度はありません）
夜間延長保育を行う学童クラブでは、希望に応じて夕食の提供（１食500円）があります。

７　入会申込み受付期間及び提出書類等

（１）受付期間
平成３１年１月５日（土）から２月２日（土）まで
（ただし、日曜日・祝日を除く。）

（２）受付時間　　午前10時から午後５時まで

（３）受付場所　　第一希望の学童クラブ

（４）提出する書類
① 学童クラブ利用申請書（第１号様式）
〇千代田区内学童クラブ一覧表の中から、第3希望までご記入ください。
② 就労証明書（第２号様式）
〇保護者１名につき１通ご提出ください。
③ 個人事業主の方：自署した就労証明書と、現に事業を行っていることを証明できる書類を揃えてご提出ください。
〇就労等により午後５時以降の時間延長を希望される方は、入会決定後に所定の申請書にてお申し込みください。
＊ご提出いただいた書類に記載されている個人情報については、学童クラブ事業実施以外の目的で利用することはありません。
＊入会の要件に関する事項に虚偽の申告があった際は保育をお断りする場合があります。
＊申請書類は区ホームページ(http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/jidocenter/index.html)からダウンロードすることもできます。

（５）その他
〇 学童クラブ利用申請書と就労証明書の用紙は、１２月５日（水）から各学童クラブにおいて配布します。
〇 現在入会している方も改めて申込みが必要です。
＊必ず受付期間中にお申込みください。
〇 「身体障害者手帳」または「愛の手帳」をお持ちの方は、申請の際にお申し出ください。その他、特別な配慮が必要と思われる場合もご相談ください。
〇 前年度の育成料が、半年以上滞納となっている場合は申し込めません。

８　入会決定通知

入会の可否通知は、２月２８日（木）までに発送します。

千代田区学童クラブ入会決定基準表（規則第６条第４号関係）

１．入会児童の決定については、区内に居住している児童を第１順位として優先をする。
２．保護者の就労状況については、父と母の指数を比較していずれか低い方を適用する。
３．保護者の就労状況については、一人２項目以上に該当する場合はそれらのうち指数が最高の項目を適用する。
４．同順位内の選考については、以下の基準表に基づき指数を算定し、その高い順に決定をする。なお、合計指数が同じ場合には以下の優先順位及び家庭状況を考慮して決定をする。

１．入会順位

児童の居住状況	順　位	期　間
千代田区内に居住している児童（区内に住民登録をしている者）	第１順位	左記の居住状況に該当しなくなるまで
千代田区内の区立小学校に在学する区外に居住する児童	第２順位	

＊定員の空きが残り３人になった時には区民枠として残すこととし、区内に居住していない児童の入所は不可とする。

２．保護者の就労状況

	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育にあたれない場合）				指数	期　間
1	居宅外労働・就学・技術習得 ＊居宅外自営を含む	週５日以上の就労		１日８時間以上	１０	保育の実施基準に該当しなくなるまで
				１日６時間以上	9	
				１日６時間未満	8	
		週３日以上の就労		１日８時間以上	9	
				１日６時間以上	8	
				１日６時間未満	7	
		週３日未満の就労		１日８時間以上	4	
				１日６時間以上	3	
				１日６時間未満	2	
2	居宅内労働・就学・技術習得	週５日以上の就労		１日８時間以上	9	
				１日６時間以上	8	
				１日６時間未満	7	
		週３日以上の就労		１日８時間以上	8	
				１日６時間以上	7	
				１日６時間未満	6	
		週３日未満の就労		１日８時間以上	3	
				１日６時間以上	2	
				１日６時間未満	1	
3	不存在	離婚（離婚調停中を含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居・長期単身赴任			１０	
4	疾病 負傷 心身障害	疾病 負傷	長期入院	⑴1ヶ月以上	１０	保育の実施基準に該当しなくなるまで
			居宅内	⑵精神性・感染性	１０	
				⑶常時臥床	１０	
				⑷安静（概ね日中４時間以上就床）	8	
				⑸一般療養	6	
		心身障害		⑹身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度、精神障害者保健福祉手帳１・２・３級	１０	
				⑺身体障害者手帳３級、愛の手帳４度	8	
				⑻身体障害者手帳４級	6	

5	看護 介護	入院・通院等付添	(1)月 20 日以上かつ昼間 4 時間以上の付き添いを常態	１０	保育の実施基準に該当しなくなるまで
			(2)月 20 日未満で週 3 日以上かつ昼間 4 時間以上の付添を常態	8	
		自宅看護・介護	(3)重度障害児・者、常時病臥、精神性疾患等で常時看護・介護を常態	9	
			(4)上記以外の自宅看護・介護を常態	7	
6	災害		(1)災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育にあたれない場合	１０	復旧期間
7	求職		就労のため、求職中（２か月を限度とする）	5	２か月以内
8	特例		児童相談所長及び千代田区児童・家庭支援センター所長から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合		保育の実施基準に該当しなくなるまで
			前各号に掲げるものの他、明らかに保育に欠けると認められる場合		

＊就学とは、学校教育法（自立助長のための日本語学校の修学を含む）に定める学校に通学している状況をいう。

＊就労時間は、休憩時間を含む勤務時間に、勤務地から学童クラブ所までの所要時間を加えたものとする。但し、残業時間は含まないものとする。

３．児童の状況

			指数	備　考
	児童の状況	小学校１学年在学	１０	
		小学校２学年在学	8	
		小学校３学年在学	6	
		小学校４学年在学	4	
		小学校５学年在学	2	
		小学校６学年在学	1	

４．調整指数

	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数	備　考
1	ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）	＋２	保護者に加算
2	両親が不存在の世帯	＋２	保護者に加算
3	生活保護受給世帯	＋２	保護者に加算
4	基本の就労時間が１７：００以降にかかる場合	＋２	保護者に加算
5	身体障害者手帳又は愛の手帳を保有する児童	＋６	児童に加算
6	上記５に該当しない児童で医師による心身に障害の診断をされた児童	＋５	児童に加算

５．同一指数の場合の優先順位

1	学年が低い児童を優先する
2	心身に障害があり、身辺自立ができていない児童を優先する。
3	ひとり親世帯で誰も見る人がいない者を優先する。（保育に欠ける）
4	勤務日数が多い者を優先する
5	１７：００以降の保育を希望する者を優先する。
6	前年度の出席日数が多い者を優先する

第１号様式（第６条関係）

学童クラブ利用申請書

年　　月　　日

様 学童クラブの利用を申請します。	保護者	ふりがな 氏　名
		〒 住　所
		電　話　　（　　）

希望する学童クラブ	＜第１希望＞　　学童クラブ	※　時間　分 時間　分	勤務地から学童クラブまでの所要時間※
	＜第２希望＞希望しない・希望する（　　学童クラブ）	時間　分 時間　分	
	＜第３希望＞希望しない・希望する（　　学童クラブ）	時間　分 時間　分	
	※第３希望までに入会できない場合、上記以外の学童クラブを希望しますか。	希望しない　・　希望する	
	麹町こどもクラブ、ポピンズアフタースクール一番町、二番町こどもクラブ、グローバルキッズ飯田橋学童クラブ１・２、（仮称）キッズクラブ神田、（仮称）神田地区私立学童クラブ（和泉小学校周辺）を希望する場合は右欄にご記入ください。	19時以降の夜間保育を 希望しない　・　希望する	

児童	ふりがな 氏　名		男・女	生年月日	平成　　年　　月　　日
				学校・新学年	小学校　　年生
	申請時の状況	小学校　　年在学（　　学童クラブ在籍）			在園

同居の家族等（入会児童を除く）	ふりがな 氏　名	年齢	本人との続柄	備　考（勤務先・学校名等）

問合せ連絡先		ふりがな 氏　名	連絡先電話番号	該当するところに○をしてください
	①		TEL　　（　　）	勤務先（　　） 自宅・携帯電話
	②		TEL　　（　　）	勤務先（　　） 自宅・携帯電話

申請理由	入会を希望する理由（具体的に記入してください。）

○住所は、住民票記載の住所をご記入ください。
○学年・年齢等は、 平成31年 4月 1日現在でご記入ください。
○入会希望児童が「身体障害者手帳」または「愛の手帳」をお持ちの場合は、お申し出ください。その他、特別な配慮が必要と思われる場合も、ご相談ください。
○「同居の家族等」の欄には、親族他、同居する方全員をご記入ください。大人の方については、備考欄に、入会希望児童の保育にあたれない理由をご記入ください。
○問合せ連絡先には、日中の連絡が可能な電話番号をご記入下さい。
○本申請書に記載された個人情報については、「学童クラブ事業」実施以外の目的で利用することはありません。
○第２希望・第３希望の記入は年度当初の申込み時のみ記入してください。
※保護者が複数の場合、各所要時間を記入してください。

第１号様式（第６条関係）　　【記入例】

学童クラブ利用申請書

平成 31 年 1 月 5 日

区営：千代田区長
民営：各学童クラブにお問い合わせください。
様

学童クラブの利用を申請します。

保護者	
	氏　名　千代田（ちよだ）　太郎（たろう）
	〒●●●-●●●● 住　所　●●●●●●●●●●　●-●-●-●●●
	電　話　●●（●●●●）●●●●

希望する学童クラブ			勤務地から学童クラブまでの所要時間※
	＜第１希望＞　　A学童クラブ	※母 0時間 45分	
		父 0時間 50分	
	＜第２希望＞希望しない・希望する（　　B学童クラブ）	母 0時間 55分	
		父 1時間 00分	
	＜第３希望＞希望しない・希望する（　　C学童クラブ）	母 1時間 05分	
		父 1時間 00分	
	※第３希望までに入会できない場合、上記以外の学童クラブを希望しますか。	希望しない ・ 希望する	
	麹町こどもクラブ、ポピンズアフタースクール一番町、二番町こどもクラブ、グローバルキッズ飯田橋学童クラブ１・２、（仮称）キッズクラブ神田、（仮称）神田地区私立学童クラブ（和泉小学校周辺）を希望する場合は右欄にご記入ください。	19時以降の夜間保育を 希望しない ・ 希望する	

児童					
	ふりがな	ちよだ　さくら	男・女	生年月日	平成 24 年 4 月 2 日
	氏　名	千代田　さくら		学校・新学年	●●小学校　1 年生
	申請時の状況	小学校　　年在学（　　学童クラブ在籍）			●●保育園 在園

同居の家族等（入会児童を除く）				
氏名（ふりがな）	年齢	本人との続柄	備　考（勤務先・学校名等）	
千代田（ちよだ）　太郎（たろう）	38	父	株式会社●●	
千代田（ちよだ）　花子（はなこ）	35	母	●●商事	
千代田（ちよだ）　一郎（いちろう）	3	弟	●●保育園	
千代田（ちよだ）　梅（うめ）	70	祖母	持病があり保育できないため	

問合せ連絡先			
	氏名（ふりがな）	連絡先電話番号	該当するところに○をしてください
①	千代田（ちよだ）　太郎（たろう）	TEL 000（　0000　）0000	勤務先（　　） 自宅・携帯電話
②	千代田（ちよだ）　花子（はなこ）	TEL 000（　0000　）0000	勤務先（内線00000　○○○係） 自宅・携帯電話

申請理由	
入会を希望する理由（具体的に記入してください。）	
保護者が、就労により保育できないため。	

○住所は、住民票記載の住所をご記入ください。
○学年・年齢等は、 平成31年 4月 1日現在でご記入ください。
○入会希望児童が「身体障害者手帳」または「愛の手帳」をお持ちの場合は、お申し出ください。その他、特別な配慮が必要と思われる場合も、ご相談ください。
○「同居の家族等」の欄には、親族他、同居する方全員をご記入ください。大人の方については、備考欄に、入会希望児童の保育にあたれない理由をご記入ください。
○問合せ連絡先には、日中の連絡が可能な電話番号をご記入下さい。
○本申請書に記載された個人情報については、「学童クラブ事業」実施以外の目的で利用することはありません。
○第２希望・第３希望の記入は年度当初の申込み時のみ記入してください。
※保護者が複数の場合、各所要時間を記入してください。

第２号様式（第６条関係）

就　労　証　明　書

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="4">（　　年　　月　　日生）</td></tr>
<tr><td>勤　務　地</td><td colspan="4">電話　（　　）</td></tr>
<tr><td>所　　属</td><td colspan="4">内　線</td></tr>
<tr><td>勤務形態等</td><td colspan="4">常勤　　非常勤　　臨時職員　　パート　　自営業　　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>職　　種</td><td colspan="2"></td><td>就職年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>就　労　状　況</td><td colspan="4">週５日以上　　週３日以上　　週３日未満　　不定期（１ヵ月に　　日程度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤　務　時　間
（勤務時間は正規の勤務時間、実働時間は休憩を除く時間をご記入ください。）</td><td>平日</td><td colspan="3">時　　分から　　時　　分まで
（　実働　　時間　　分）</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="3">時　　分から　　時　　分まで
（　実働　　時間　　分）</td></tr>
<tr><td>休　　日
（具体的に書いてください）</td><td colspan="4">（ 毎週　・　毎月　　曜日 ）または（ 月間　　日 ）</td></tr>
<tr><td>通勤時間</td><td colspan="4">片道　　時間　　分程度</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所を管轄する税務署名又は、年金事務所名
（自営業・個人事業主の方のみ）</td><td colspan="3">税務署

年金事務所</td></tr>
</table>

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

会社名

所在地

代表者　　印

電　話

☆　この就労証明書は、学童クラブ入会申請時に必要な書類で、千代田区に提出するためのもので、ご記入いただいた個人情報については学童クラブ事業以外の目的で利用することはありません。

＜申請者（就労者）の方へのお願い＞

○　正規・非正規・派遣・臨時社員の方（公務員含む）
勤務している会社・事業所にこの用紙を提出し証明を受けてください。派遣による雇用形態の場合は、派遣元から証明を受けてください。

○　自営業・個人事業主の方
この証明書は自署し、税務署に提出済みの、前年の「確定申告書」（写）を添付してください。
＊不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。
＊内容について、不明な点がある場合は、勤務先に調査・確認しますので、ご了承ください。

＜雇用主の方（証明書作成担当の方）へのお願い＞

千代田区学童クラブ入会申請にあたっての保護者の就労状態の確認のため、大変お手数ですが、下記の要領で証明書を作成くださいますようお願いいたします。

1　会社・事業者の代表者名により証明してください。なお、出張所等に勤務する場合は、支店長・営業所長等の証明でも差し支えありません。ただし、印鑑については朱肉による社判、代表者印（シャチハタ等は不可）を使用してください。

2　証明書を訂正する場合、必ず二重線で抹消・加筆し、証明者印と同一の訂正印を押印してください。なお、この証明書は学童クラブ入会の審査に使用しますので、訂正印のないもの・修正液等により修正されたものは、証明書として無効になりますのでご注意ください。

3　採用内定・育児休業取得中の方については、就労予定・復帰後の内容でご記入ください。

4　内容について、不明な点がある場合は、勤務先に調査・確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5　ご記入にあたり不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 希望される学童クラブにお問い合わせください。

学童クラブ名称		電話番号
西神田学童クラブ	（西神田児童センター内）	０３－５２１５－９０６２
神田学童クラブ	（神田児童館内）	０３－３２５３－６０２１
四番町学童クラブ	（四番町児童館内）	０３－３２３４－３０８４
一番町学童クラブ	（一番町児童館内）	０３－３２３０－０８６７
●富士見わんぱくひろば学童クラブ 第二学童クラブ	（富士見わんぱくひろば内） （　同上　）	０３－３２６３－１１８５
●いずみ学童クラブ１ 学童クラブ２	（いずみこどもプラザ内） （　同上　）	０３－３８６５－１４６２
アフタースクール　こうじ町	（麹町小学校内）	０３－３５５６－９７００
●アフタースクール　番町 番町第二	（番町小学校内） （　同上　）	０３－５２１３－３５０６
九段小学校アフタースクール	（九段小学校内）	０３－３２６３－０５９１
（仮称）お茶の水小学校内学童クラブ	（お茶の水小学校内）	０３－５２８２－３１６６
●アフタースクール　さくら さくら第二	（千代田小学校内） （　同上　）	０３－５２０７－５８００
麹町こどもクラブ		０３－６２６１－０４５７
ポピンズアフタースクール一番町		０３－５２７５－２１７１
二番町こどもクラブ		０３－３２２１－００１２
●グローバルキッズ飯田橋学童クラブ１ 学童クラブ２		０３－３５５６－３３３１
（仮称）キッズクラブ神田		０３－３２３３－３６７７
（仮称）神田地区私立学童クラブ	（和泉小学校周辺）	未定

複数学童クラブの振り分けは審査のうえ決定しますので、学童クラブの希望受付は●のみです。

千代田区子ども部児童・家庭支援センター　子育て事業係　電話０３－５２９８－２４２４

第２号様式（第６条関係）　　【記入例】

就　労　証　明　書

氏　　名	千代田（ちよだ）　太郎（たろう）　（昭和５５年　１月　１日生）		
勤　務　地	東京都●●●区●●●〇－〇－〇　　電話　０３（●●●●）●●●●		
所　　属	株式会社●●　●●部　●●課　●●係　　内　線　●●●●		
勤務形態等	常勤　非常勤　臨時職員　パート　自営業　その他（　　）		
職　　種	事務	就職年月日	平成　●●　年　４　月　１　日
就　労　状　況	週５日以上　週３日以上　週３日未満　不定期（１ヵ月に　　日程度）		
勤　務　時　間 （勤務時間は正規の勤務時間、実働時間は休憩を除く時間をご記入ください。）	平日	８時　３０分から　１７時　３０分まで （　実働　８　時間　００　分）	
	土曜日	時　分から　時　分まで （　実働　時間　分）	
休　　日 （具体的に書いてください）	（毎週　・　毎月　　日　曜日　）または（　月間　　日　）		
通勤時間	片道　０　時間　４５分程度		
事業所を管轄する税務署名又は、年金事務所名 （自営業・個人事業主の方のみ）	税務署 年金事務所		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成　３１　年　　１　月　　４　日

会社名　株式会社　●　●

所在地　東京都●●●区●●●〇－〇－〇

代表者　代表取締役　●●●　●●　印

電　話　０３（●●●●）●●●●

☆　この就労証明書は、学童クラブ入会申請時に必要な書類で、千代田区に提出するためのもので、ご記入いただいた個人情報については学童クラブ事業以外の目的で利用することはありません。

＜申請者（就労者）の方へのお願い＞

○　正規・非正規・派遣・臨時社員の方（公務員含む）
勤務している会社・事業所にこの用紙を提出し証明を受けてください。派遣による雇用形態の場合は、派遣元から証明を受けてください。

○　自営業・個人事業主の方
この証明書は自署し、税務署に提出済みの、前年の「確定申告書」（写）を添付してください。
＊不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。
＊内容について、不明な点がある場合は、勤務先に調査・確認しますので、ご了承ください。

＜雇用主の方（証明書作成担当の方）へのお願い＞

千代田区学童クラブ入会申請にあたっての保護者の就労状態の確認のため、大変お手数ですが、下記の要領で証明書を作成くださいますようお願いいたします。

1　会社・事業者の代表者名により証明してください。なお、出張所等に勤務する場合は、支店長・営業所長等の証明でも差し支えありません。ただし、印鑑については朱肉による社判、代表者印（シャチハタ等は不可）を使用してください。

2　証明書を訂正する場合、必ず二重線で抹消・加筆し、証明者印と同一の訂正印を押印してください。なお、この証明書は学童クラブ入会の審査に使用しますので、訂正印のないもの・修正液等により修正されたものは、証明書として無効になりますのでご注意ください。

3　採用内定・育児休業取得中の方については、就労予定・復帰後の内容でご記入ください。

4　内容について、不明な点がある場合は、勤務先に調査・確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5　ご記入にあたり不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 希望される学童クラブにお問い合わせください。

学童クラブ名称		電話番号
西神田学童クラブ	（西神田児童センター内）	０３－５２１５－９０６２
神田学童クラブ	（神田児童館内）	０３－３２５３－６０２１
四番町学童クラブ	（四番町児童館内）	０３－３２３４－３０８４
一番町学童クラブ	（一番町児童館内）	０３－３２３０－０８６７
●富士見わんぱくひろば学童クラブ 第二学童クラブ	（富士見わんぱくひろば内） （　同上　）	０３－３２６３－１１８５
●いずみ学童クラブ１ 学童クラブ２	（いずみこどもプラザ内） （　同上　）	０３－３８６５－１４６２
アフタースクール　こうじ町	（麹町小学校内）	０３－３５５６－９７００
●アフタースクール　番町 番町第二	（番町小学校内） （　同上　）	０３－５２１３－３５０６
九段小学校アフタースクール	（九段小学校内）	０３－３２６３－０５９１
（仮称）お茶の水小学校内学童クラブ	（お茶の水小学校内）	０３－５２８２－３１６６
●アフタースクール　さくら さくら第二	（千代田小学校内） （　同上　）	０３－５２０７－５８００
麹町こどもクラブ		０３－６２６１－０４５７
ポピンズアフタースクール一番町		０３－５２７５－２１７１
二番町こどもクラブ		０３－３２２１－００１２
●グローバルキッズ飯田橋学童クラブ１ 学童クラブ２		０３－３５５６－３３３１
（仮称）キッズクラブ神田		０３－３２３３－３６７７
（仮称）神田地区私立学童クラブ	（和泉小学校周辺）	未定

複数学童クラブの振り分けは審査のうえ決定しますので、学童クラブの希望受付は●のみです。

千代田区子ども部児童・家庭支援センター　子育て事業係　電話０３－５２９８－２４２４

教育委員会資料
平成30年11月27日
学務課

お茶の水小学校・幼稚園　通学・通園バスの運行について

１　運行期間

平成31年9月～平成34年度（新校舎への移転まで）

２　対象者

【小学校】全学年　　約260名

【幼稚園】3～5歳児　　約 50名

３　バスの形状および利用児童

・中型車（9m×2.4m、37人乗り）小学3～6年生用

・園児バス（6.3m×2.1m、39人乗り）幼稚園児および小学1～2年生用

※幼稚園児と小学1～2年生は園児バスを利用するが、時間帯が異なる。

４　発着場所

●現校園舎付近（集合場所：錦華公園）　⇔　仮校園舎

５　安全対策

・各バスには添乗員が同乗

・通学路には安全整理員を配置

いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成30年10月末の報告）

教育委員会資料
平成３０年１１月２７日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用数	
		今月未解消	今年度解消（転出含む）	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰（転出含む）	今年度累計	今月利用数	先月利用数
小学校	1年	1	1	2					
	2年		1	1	2		2		
	3年		4	4	2		2		
	4年	4	2	6	5（＋3）		5		
	5年	7	3	10	4（＋1）	1	5	1	
	6年	3	1	4	7		7		
中・中等（前期）	1年	1（－3）	3（＋3）	4	4（＋1）		4		
	2年				7（＋1）		7		
	3年		1	1	14（＋1）		14	1	
中等（後期）	4年				1		1		
	5年				1		1		
	6年				3（＋1）		3		
計	合計	16（－3）	16（＋3）	32	50	1	51	2	0

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年11月27日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 ／ ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	場 所 等	行 事（事 業 名）	備 考
11	27	火	10:30～	西神田児童センター	ベビーダンス	
			15:00～	教育委員会室（子ども総務課）	教育委員会第20回定例会◎	教育委員出席
11	28	水		英国・ロンドン・ウエストミンスター市（指導課）	千代田区立中学校生徒海外交流教育　派遣（～１２月7日）	
			10:30～	西神田児童センター	親子ヨガ（全5回）	
			11:00～	あい・ぽーと麹町	読み聞かせ	
			14:00～	あい・ぽーと麹町	親子＆キッズバレエ（３クラス）	
11	29	木	10:00～	一番町児童館	ベビープログラム	
11	30	金	10:30～	あい・ぽーと麹町	おやこdeえいご	
			13:00～	児童・家庭支援センター	養育家庭体験発表会	
			13:40～	昌平小学校（指導課）	昌平小学校研究発表会◎	教育委員出席
			14:00～	児童・家庭支援センター	児童虐待防止講演会	
12	1	土	13:00～	西神田児童センター	にじまつり	
			13:00～	一番町児童館	いちばんちょうじどうかんまつり	
			13:30～	いずみこどもプラザ	ゲーム村2018	
12	2	日				
12	3	月	10:00～	あい・ぽーと麹町	リトミック（２クラス）	
			11:00～	西神田児童センター	なかよしタイム	
12	4	火	11:00～	西神田児童センター	よちよちタイム「親子体操」	
			11:00～	富士見わんぱくひろば	ベビーマッサージ	
12	5	水	10:00～	教育委員会室（子ども総務課）	校園長会	
			13:10～	九段中等教育学校	キャリア教育講演会（前期課程）	
			14:00～	神田児童館	音楽コンサート	
12	6	木	10:00～	あい・ぽーと麹町	ふれあい体操	
			10:00～	一番町児童館	ベビープログラム	
			10:30～	西神田児童センター	リトミック(全6回)	
			14:30～	四番町児童館	リトミッククラブ（全５回）	
12	7	金	11:00～	西神田児童センター	なかよしタイム「リズムで遊ぼう」	
12	8	土	14:00～	あい・ぽーと麹町	クリスマスコンサート	
			16:45～	九段中等教育学校	天体観望会⑦	
12	9	日	9:00～	一番町児童館	日曜開放	
12	10	月		福島県ブリティッシュヒルズ（九段中等教育学校）	英語合宿（～12月13日）	
			9:00～	6階　特別応接室（指導課）	千代田区立中学校生徒海外交流教育　派遣団帰国報告会	教育長出席
			10:00～	あい・ぽーと麹町	親子ヨガ	
			11:00～	西神田児童センター	なかよしタイム「司書・誕生会」	
12	11	火	11:00～	西神田児童センター	よちよちタイム	
			15:00～	教育委員会室（子ども総務課）	教育委員会第21回定例会◎	教育委員出席
			18:30～	４０１会議室（子ども総務課）	青少年委員会第８回定例会	
12	12	水	10:45～	神田児童館	よちよちタイム「ベビーマッサージ」	
			11:00～	あい・ぽーと麹町	読み聞かせ	
			14:00～	あい・ぽーと麹町	親子＆キッズバレエ（３クラス）	

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年11月27日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 ／ ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	場 所 等	行 事（事 業 名）	備 考
12	13	木	10:00～	一番町児童館	ベビープログラム	
			10:30～	西神田児童センター	リトミック(全6回)	
			11:00～	あい・ぽーと麹町	弾き語りよみきかせ	
			11:40～	東京都江東区（九段中等教育学校）	英語村	
			14:30～	四番町児童館	リトミッククラブ(全５回)	
12	14	金	10:30～	あい・ぽーと麹町（児童・家庭支援センター）	子育てサポート利用会員登録説明会	
			10:30～	あい・ぽーと麹町	おやこdeえいご	
			11:00～	西神田児童センター	なかよしタイム「リズムで遊ぼう」	
12	15	土	10:00～	あい・ぽーと麹町	おもちゃの病院	
12	16	日	9:00～	四番町児童館	日曜開放	
12	17	月	10:00～	あい・ぽーと麹町	リトミック（２クラス）	
			11:00～	西神田児童センター	なかよしタイム「クリスマス会」	
12	18	火	10:45～	神田児童館	なかよしタイム「おたのしみ会」	
			11:00～	西神田児童センター	よちよちタイム「ベビーマッサージ」	
12	19	水	14:00～	あい・ぽーと麹町	工作クラス	
12	20	木	10:00～	一番町児童館	ベビープログラム	
			10:00～	あい・ぽーと麹町	ふれあい体操	
			11:00～	富士見わんぱくひろば	幼児クラブ「合同クリスマス会」	
			14:30～	四番町児童館	リトミッククラブ（全５回）	
12	21	金	10:45～	神田児童館	なかよしタイム「おたのしみ会」	
			11:00～	一番町児童館	なかよしタイム「クリスマス会」	
12	22	土				
12	23	日				
12	24	月				
12	25	火	15:00～	教育委員会室（子ども総務課）	教育委員会第22回定例会◎	教育委員出席
					終業式	
12	26	水	11:00～	あい・ぽーと麹町	読み聞かせ	
12	27	木	10:30～	西神田児童センター	ベビーダンス	
12	28	金				
12	29	土	9:00～	児童センター・児童館	年末開館	
12	30	日				
12	31	月				

教育委員会資料
平成30年 11月 27日
子ども総務課

「広報千代田」12月05日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）　24件

	課	件名	事業の概略	とき 開催日・開催期間	会場 住所は区立施設以外のみ記入	主催者 区以外が主催のとき
1	子ども支援課	認可保育園・こども園などの平成31年度4月入園児を募集中	認可保育園・こども園などの平成31年度4月入園児を募集	12月1日(土)～28日(金)(日曜・祝日を除く)	子ども支援課窓口	
2	児童・家庭支援センター	「オリンピック・パラリンピック体力増進イベント」	オリンピック選手とバスケットをする	12月8日(土)・15日(土)14時～15時	西神田児童センター	
3	児童・家庭支援センター	1・2歳児親子体操クラブ第3期	発達に応じた運動遊びを親子で楽しむ	1月23日・30日、2月6日いずれも水曜日(全3回)①1歳半～2歳児クラス10時15分～10時55分②1歳～1歳半クラス11時5分～11時45分	神田児童館遊戯室	
4	児童・家庭支援センター	かえっこバザール	持参したいらないおもちゃとポイントを交換し、そのポイントでお買い物をする	12月15日(土)13時30分～16時	富士見わんぱくひろば	アーツ千代田3331
5	学務課	区立神田一橋中学校通信教育課程の生徒を募集	都内在住・在勤者への通信教育課程の生徒募集	選考日:2月3日(日)10時～		
6	学務課	就学援助　入学準備金を3月に支給します	就学援助費のうち、小・中学校新1年生に対して「新入学学用品費」を「入学準備金」として3月(入学前)に支給	申請締切:1月15日(火) ※就学援助の申請は随時受付		

「広報千代田」12月05日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）　24件

	課	件　　名	事　業　の　概　略	と　き 開催日・開催期間	会場 住所は区立施設以外のみ記入	主催者 区以外が主催のとき
7	児童・家庭支援センター	平成31年度「学童クラブ」入会案内	平成31年度「学童クラブ」入会案内			
8	文化振興課	和の道を楽しむ―香・抹茶・煎茶・礼法・投扇興を体験しよう―	香道・茶道・煎茶・礼法・投扇興の体験	1月27日(日)10時～15時20分	靖国神社茶室(九段北3-1-1)	香道慶風会
9	文化振興課	上智大学ソフィアマンドリーノ「第90回記念定期演奏会」	弦楽器マンドリンを中心としたオーケストラのコンサート	12月23日(日)開場13時	紀尾井ホール(紀尾井町6-5)	上智大学ソフィアマンドリーノ
10	文化振興課	展覧会への入口講座Vol.26　顔真卿と祭姪文稿―唐代書法の輝き	書家・顔真卿に焦点をあて、その生涯をたどるとともに、唐時代に作られた書の名品の数々を紹介	1月18日(金)19時～20時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
11	文化振興課	千代田・四番町図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館と四番町図書館のおはなし会	千代田12月13日(木)11時～ 四番町12月16日(日)14時～ 毎週金曜15時30分～・16時～	子ども室(区役所10階)ほか	千代田図書館
12	文化振興課	昼休みコンサート 「春を寿ぐニューイヤー・コンサート～西洋と東洋の交差点～」	昼休みに区民ホールでコンサートを開催	1月11日(金)12時～13時	区民ホール	
13	文化振興課	ニューイヤー・ワーグナー・グランド・ガラ・コンサート	ホルヘ・パローディ指揮、ザ・オペラ・バンド管弦楽によるワーグナーのコンサート	1月8日(火)19時(開場18時30分)	紀尾井ホール(紀尾井町6-5)	奏楽会
14	文化振興課	かんだ歌宴クリスマスコンサートinワテラス	受賞歴のあるオペラ歌手とクリスマス合唱団が、クリスマスにちなんだ名曲を演奏	12月24日(月・祝)14時～15時	ワテラス(神田淡路町2-101ワテラス3階)	かんだ歌宴

「広報千代田」12月05日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）　24件

	課	件　　名	事　業　の　概　略	と　き 開催日・開催期間	会場 住所は区立施設以外のみ記入	主催者 区以外が主催のとき
15	文化振興課	ミュージカルナンバーコンサート「ドリームアップハピネス～Sing＆Dance Show!!～」	元宝塚俳優・ミュージカル俳優によるミュージカルナンバーコンサート	1月12日(土)	内幸町ホール	内幸町ホール
16	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座 能楽の魅力を謡う　～羽衣、高砂、敦盛～	能楽を、多様な切り口からわかりやすく解説。美しい日本語の世界を味わう	1月17日・31日、2月14日・28日、3月14日いずれも木曜、19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
17	生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 おうちで簡単♪健康アロマ	身近にある天然の素材や香りを楽しみながら家庭で簡単にできるアロマの活用方法と冬におすすめのカイロやアロマストーンを作る	1月17日・31日、2月14日いずれも木曜(全3回)14時～16時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
18	生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 光が織りなすステンドグラス・世界でひとつのランプづくり	初めての人でも基本を学びながら、3色のガラスを組み合わせたステンドグラスのランプを作る	1月18日、2月1日・15日いずれも金曜19時～20時50分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
19	生涯学習・スポーツ課	すぽすたちよだクラブ　スタディプログラム	ハッピーハンドメイド「つまみ細工で作るアクセサリー」	1月25日(金)19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
20	生涯学習・スポーツ課	内濠周回駅伝大会	中学生を除く15歳以上の区内在住・在勤・在学者のチームを対象に駅伝大会を開催	2月11日(月・祝) 8時30分桜田門時計塔前集合	皇居周コース	千代田区体育協会
21	生涯学習・スポーツ課	志賀高原スキー講習会	中学生を除く15歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象にスキー講習会を開催	2月8日(金)19時30分(スポーツセンター前出発)～11日(月・祝)	志賀高原焼額山スキー場(長野県下高井郡山ノ内町)	千代田区体育協会
22	生涯学習・スポーツ課	リズムシェイプアップ＆チビッコ体操教室Ⅲ	中学生を除く15歳以上(リズム)と3歳以上の未就学児(チビッコ)を対象にリズムシェイプアップと体操教室を開催	1月9日～3月27日毎週水曜(1/23,3/20を除く全10回)14時～15時15分	スポーツセンター	スポーツセンター

「広報千代田」
12月05日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）　24件

	課	件　　名	事　業　の　概　略	と　き 開催日・ 開催期間	会場 住所は区立施設以外のみ記入	主催者 区以外が主催のとき
23	生涯学習・スポーツ課	親子水泳教室Ⅲ	3歳以上の未就学児(おむつが取れていること)と保護者を対象に水泳教室を開催	1月19日～3月9日 毎週土曜(全8回)10時～10時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
24	生涯学習・スポーツ課	はじめてのピラティスⅡ	中学生を除く15歳以上の方を対象にピラティス教室を開催	1月10日～3月7日毎週木曜(1/24を除く全8回)15時～16時	スポーツセンター	スポーツセンター